

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年1月15日

**【会社名】** 株式会社ALBERT

**【英訳名】** ALBERT Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 上村 崇

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区代々木二丁目22番17号  
(注) 平成27年2月23日から本店は下記に移転する予定であります。  
本店の所在の場所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
新宿野村ビル15階  
電話番号 03-5333-3703(代表)

**【電話番号】** 03-5333-3703(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員最高財務責任者 兼 経営管理部長 木野 英明

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区代々木二丁目22番17号

**【電話番号】** 03-5333-3703(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員最高財務責任者 兼 経営管理部長 木野 英明

**【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集(売出)金額】** 募集金額  
ブックビルディング方式による募集 399,500,000円  
売出金額  
(引受人の買取引受による売出し)  
ブックビルディング方式による売出し 255,680,000円  
(オーバーアロットメントによる売出し)  
ブックビルディング方式による売出し 108,805,000円  
(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	200,000 (注) 2	1単元の株式数は100株であります。 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式であります。

- (注) 1 平成27年1月15日開催の取締役会決議によっております。
- 2 発行数については、平成27年1月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 3 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 上記とは別に、平成27年1月15日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式46,300株の第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2 【募集の方法】

平成27年2月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成27年1月29日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売却価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	200,000	399,500,000	216,200,000
計(総発行株式)	200,000	399,500,000	216,200,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年1月15日開催の取締役会決議に基づき、平成27年2月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,350円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は470,000,000円となります。
- 6 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年 2月12日(木) 至 平成27年 2月17日(火)	未定 (注) 4	平成27年 2月18日(水)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年 1月29日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年 2月 9日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年 1月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年 2月 9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成27年 1月15日開催の取締役会において、平成27年 2月 9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第 1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成27年 2月19日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、交付されません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7 申込みに先立ち、平成27年 2月 2日から平成27年 2月 6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

##### 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

##### 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿南口支店	東京都新宿区西新宿1-17-1

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

## 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成27年2月18日(水)までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市市中村区名駅四丁目7番1号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計		200,000	

- (注) 1 平成27年1月29日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
- 2 上記引受人と発行価格決定日(平成27年2月9日)に元引受契約を締結する予定であります。
- 3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
432,400,000	6,000,000	426,400,000

(注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,350円)を基礎として算出した見込額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額426,400千円及び「1.新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限100,100千円については、平成27年2月実施予定の本社移転、及び長期的な安定成長につなげるための無形財産(ノウハウ)形成による収益基盤構築を基本方針とし、有効活用してまいります。

具体的には、本社移転及び研修施設構築費用として46,000千円(平成27年12月期40,000千円、平成28年12月期3,000千円、平成29年12月期3,000千円)、本社移転に伴う賃料増額分120,000千円(平成27年12月期37,000千円、平成28年12月期37,000千円、平成29年12月期46,000千円)、データ・アナリスト及びシステムエンジニア等の採用・育成に係る人件費として270,000千円(平成27年12月期80,000千円、平成28年12月期90,000千円、平成29年12月期100,000千円)、ネットワーク負荷に対応するためのインフラ増強費用として90,500千円(平成27年12月期23,000千円、平成28年12月期30,000千円、平成29年12月期37,500千円)を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年2月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	108,800	255,680,000	Romasco Place, Wickhams Cay 1 P.O. Box3140 Road Town, Tortola, British Virgin Islands IVP Incubator L.P. 88,800株 東京都世田谷区 山川義介 20,000株
計(総売出株式)		108,800	255,680,000	

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,350円)で算出した見込額であります。
- 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

## (1) 【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 平成27年 2月12日(木) 至 平成27年 2月17日(火)	100	未定 (注)2	引受人の本 店及び全国 各支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券	未定 (注)3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
- 2 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。  
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日(平成27年2月9日)に決定する予定であります。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と売価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
- 5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(平成27年2月19日)の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、交付されません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
- 7 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。



## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による 売出し			
	入札方式のうち入札によら ない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	46,300	108,805,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 46,300株
計(総売出株式)		46,300	108,805,000	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。  
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,350円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。

## 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

## (1) 【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成27年 2月12日(木) 至 平成27年 2月17日(火)	100	未定 (注) 1	株式会社SBI証券の本店 及び全国各支 店		

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、交付されません。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である山川義介（以下、「貸株人」という。）より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成27年1月15日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式46,300株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
払込期日	平成27年3月23日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都新宿区西新宿1-17-1 株式会社みずほ銀行 新宿南口支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て若しくは下記のシンジケートカバー取引又はその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成27年3月16日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3 ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である山川義介、及び当社株主であるデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社、上村崇、山川奈緒子、投資事業組合オリックス11号、ジャフコV2共有投資事業有限責任組合、三生5号投資事業有限責任組合、ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社、平岡千春、NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合、佐藤めぐみ、鈴木俊明、Social Entrepreneur投資事業有限責任組合、信金キャピタル二号投資事業有限責任組合、NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合、上村裕美子、山川起以、保月英機、江南清司、ジャフコV2-W 投資事業有限責任組合、谷本篤彦、ジャフコV2-R 投資事業有限責任組合、木野英明及び個人株主3名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（平成27年5月19日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及び売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションにかかわる発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年1月15日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。なお、ロックアップ対象株式は、上記株主の保有する当社株式のうち1,390,300株であります。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

### 第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

(2) 表紙の次に「1 事業の概況」～「3 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

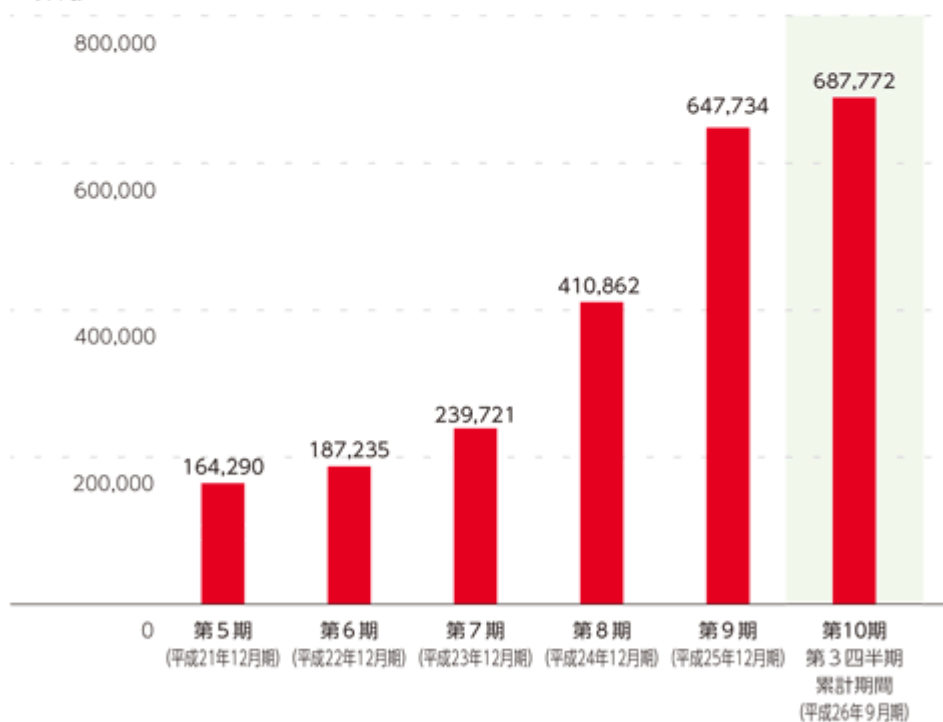
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

## 1 事業の概況

当社では高度な統計解析技術をもって企業内に蓄積されたデータを分析し、あらゆる顧客接点で最適な接客を実現する独自開発ソリューション提供に注力してまいりました。また各サービスの機能や品質向上にも継続的に取り組み、安定成長にむけた事業基盤の充実に努めてまいりました。高度なマーケティングソリューションを提供することを事業コンセプトとし、多面的な提案営業及びクロスセルの強化に注力するなかで、展示会やセミナーなどの各種プロモーション活動を行うとともに、大手代理店とのアライアンスを組む等、販路拡大に向けての活動に継続的に取り組んでおります。

### 売上高

(千円)



## 2 事業の内容

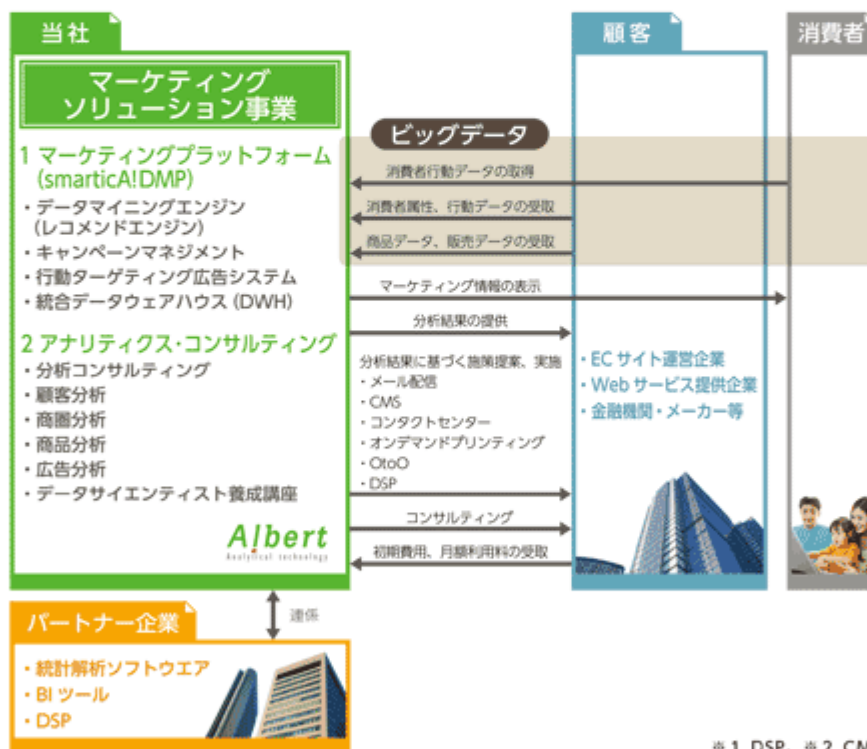
当社は、下記を掲げ、マーケティングソリューション事業を展開しております。

経営理念	「分析力をコアとし、顧客の意思決定と問題解決を支援する」
事業コンセプト	「分析力をコアとするマーケティングソリューションカンパニー」

当社は「分析力」をコアに、顧客企業の保有する様々なデータを解析し、顧客企業の効率的なマーケティング活動を支援するマーケティングソリューション事業を展開しております。

当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、「マーケティングプラットフォーム」、「アナリティクス・コンサルティング」の2つのサービスに整理し、それぞれの特徴は以下のとおりであります。

### 事業系統図



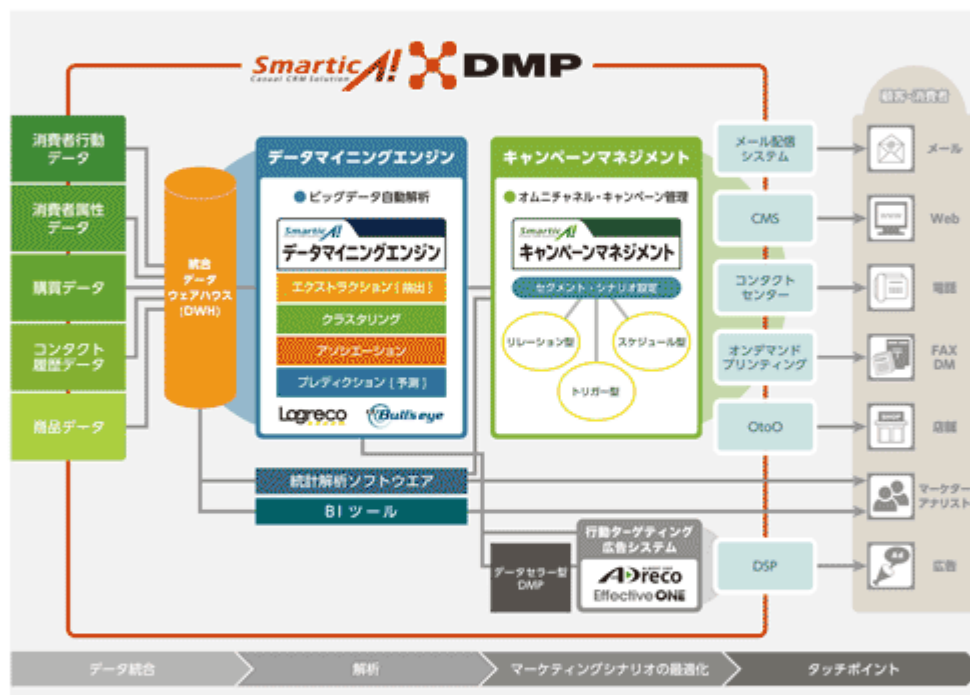
※ 1 DSP：インターネット広告において、広告主、広告会社側の広告効果の最大化を支援するプラットフォームで、予算配分やターゲティングといった配信条件の最適化や、広告管理業務の効率化をはかることができる。  
[Demand Side Platform] の略。

※ 2 CMS：コンテンツ管理システム。web上でコンテンツを構成するテキストや画像などのデジタルコンテンツを統合・体系的に管理し、配信など必要な処理を行うシステムの総称。  
[Content Management System] の略。

## マーケティングプラットフォーム

近年、「ビッグデータ」という言葉のトレンド化に代表されるように、企業内に蓄積・散在している大量のデータに注目が集まっており、そのデータを有効活用するためのツールであるデータマネジメントプラットフォーム（DMP）<sup>(※3)</sup>を社内に構築し、より高度なマーケティング施策へ展開しようとする動きが高まっております。

当社は、国内企業としてはいち早くこのDMPの重要性に着目し、統計を活用し高度なデータ分析を行うアナリティクス領域と、大量のデータ処理やプラットフォーム構築などを行うエンジニアリング領域からなる高度な「分析力」によって、自社開発したプライベートDMP<sup>(※4)</sup>「smarticA!DMP」を提供するサービスを展開しております。



※3 データマネジメントプラットフォーム：自社と外部のさまざまなデータを一元管理・分析するためのプラットフォームのこと。Data Management Platformの頭文字3文字をとって「DMP」と略される。DMPはさらに、オープンDMPとプライベートDMP（※4）とに分類される。

※4 プライベートDMP：企業内で、多様かつ大量のデータを統合管理・分析し、マーケティング施策に活用するためのプラットフォームのこと。※3参照



主にECサイト上などでユーザーごとにパーソナライズされたおすすめを表示するレコメンドサービス「おまかせ！ログレコメンダー」（平成26年10月「Logreco」に名称変更）は、平成19年11月のリリース以来、累計で300サイトを超越する導入実績があります。また、蓄積された大量のデータを解析してマーケティング施策のためのルールを演算するシステム「smarticA!データマイニングエンジン」を平成25年2月にリリース、演算されたルールに従ってWeb、メール、コンタクトセンターなどオムニチャネル<sup>(※5)</sup>により顧客に接し、顧客ひとりひとりの属性に応じたOne to oneマーケティング<sup>(※6)</sup>を実現するためのキャンペーンシナリオシステム「smarticA!キャンペーンマネジメント」を平成24年12月にリリースなど、クライアントとユーザーのコミュニケーションを最適化するためのツールを先行リリースし、平成25年5月にはこれらのサービスをコアとするプライベートDMP構築を請負う統合的サービスとして「smarticA!DMP」をリリース致しました。

「smarticA!DMP」は上述のほかに、企業内に散在するデータを統合し蓄積するデータベース「DWH」、同じく蓄積された大量のデータを解析してユーザーに最適な広告を配信する「行動ターゲティング広告システム」、実行された各種施策がどのような効果を挙げたのかモニタリング・分析するための「BIツール」、当社のデータサイエンティスト<sup>(※7)</sup>がクライアントと同じ環境にアクセスし、統計解析を行うことが可能なクラウド型「統計解析ソフトウェア」により構成されております。

その中でも特に「smarticA!データマイニングエンジン」および「smarticA!データキャンペーンマネジメント」は自社開発であることが強みであり、カスタマイズ性に富み、当初はクライアントのニーズにあわせて必要なサービスのみをピックアップして提供し、必要に応じて提供するサービスを増やすなどスモールスタートでスケラブルなシステムとなっております。

また、「smarticA!DMP」の活用には、データの蓄積や分析の方法だけでなく、最終的にどのようなマーケティング施策を実施していくかという設計が不可欠ですが、これまで様々な規模・業種の企業のデータ分析とマーケティング施策の支援を行ってきたノウハウで、クライアントごとのDMP設計と構築、及びスムーズなオペレーション実現までを一貫して支援することで、クライアントの「顧客満足度の向上」と「効果数値の明確化」に至るまでのフォローアップを実現しております。

- ※5 オムニチャネル：オンラインストアや実店舗のほかあらゆる販売チャネルや流通チャネルを統合すること。またその統合販売チャネルの構築により、どの販売チャネルからも同じように商品を購入できる環境を実現すること。
- ※6 One to oneマーケティング：One to oneを、一つの販売機会に対し1最小顧客セグメントと定義し、それぞれの接点の最適化を実現し、顧客との継続した関係を維持することための活動のこと。
- ※7 データサイエンティスト：データサイエンス力及びデータエンジニアリング力をベースに、データから価値を創出し、ビジネス課題に答えを出すプロフェッショナルのこと。

## ■アナリティクス・コンサルティング

同じくビッグデータトレンドの中で着目されるようになった環境下において、「アナリティクス・コンサルティング」を提供しております。

企業に蓄積される大量のデータの他、インターネット広告を中心とした広告配信データ、マーケティングデータを販売する3rdパーティデータ<sup>(※8)</sup>など、以前に比べて大量且つ多様なデータが企業のデータベースに蓄積されるようになりました。各企業はこれらのデータを分析した上で、経営課題の解決や意思決定の合理化に取り組む努力をしていますが、国内にはマーケティングと統計解析の知識を有し、且つ大量のデータを取り扱うためのIT技術を保有する人員が不足しているため、企業がビッグデータを分析する人員を自社で抱えることが難しいという現状があります。

このような状況のもと、当社のコアコンピタンスである「分析力」そのものをサービスとして提供する「アナリティクス・コンサルティング」として、企業からデータを拝受して分析し、マーケティングの示唆やマーケティングオートメーションシステムの設計を指南する分析コンサルティング、顧客分析 / 商圏分析 / 商品分析 / 広告分析等の課題解決に必要な各分析メニュー、統計解析関連に深い知見を持つ講師陣を豊富に揃え企業に派遣して講義をするデータサイエンティスト養成講座などを展開しています。

### (1) 分析コンサルティング

高度なビッグデータ関連システムの開発を推進するために必要なコンピュータサイエンスと、企業の経営課題を解決するためのソリューションを提供する上で不可欠なマーケティングサイエンスの両方を兼ね備えた、他に類を見ない専門集団として、ビッグデータの分析とコンサルティングを請け負う事業を展開しています。課題のヒアリング、現状データの確認、解決策の提示、ソリューションのご提供、その後の検証まで手厚いフォローに至るまでの一気通貫サービスが特徴であります。

### (2) 顧客分析 / 商圏分析 / 商品分析 / 広告分析

データドリブンな意思決定はあらゆる企業で必要とされており、顧客分析、商圏分析、商品分析、広告分析、最近ではM2M<sup>(※9)</sup>やO2O<sup>(※10)</sup>に纏わるデータの分析など幅広いニーズに応えています。

### (3) データサイエンティスト養成講座

大手企業をはじめとして、今後ビッグデータ領域でのビジネス展開を検討している情報システム企業や総合代理店など、自社内にデータサイエンティストを養成していききたいという企業ニーズに向けて、日本を代表する統計解析関連の講師陣を企業に派遣して講義をするデータサイエンティスト要請講座を展開しています。

※8 3rdパーティデータ：直接の当事者（自社）ではない第三者が保有するデータのこと。

※9 M2M：機械間で通信ネットワークを介して互いに情報をやり取りすることにより、自律的に高度な制御や動作を行うこと。  
[Machine to Machine] の略。

※10 O2O：ネット上（オンライン）から、ネット外（オフライン）店舗等での行動へと促す、または、オンラインでの情報接触行動をもってオフラインでの購買行動に影響を与えるような施策のこと。  
[Online to Offline] の略。

### 3 業績等の推移

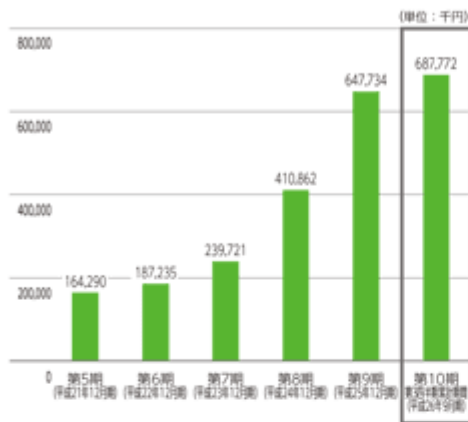
#### 主要な経営指標等の推移

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期第3四半期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年9月
売上高 (千円)	164,290	187,235	239,721	410,862	647,734	687,772
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△57,352	△8,344	721	17,294	53,107	181,316
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△) (千円)	△57,801	△15,530	△7,261	17,004	94,365	169,514
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	314,000	314,000	339,000	339,000	339,000	339,000
発行済株式総数 (株)	15,800	15,800	18,300	18,300	18,300	18,300
純資産額 (千円)	82,889	67,359	110,097	127,101	221,467	390,981
総資産額 (千円)	114,885	94,015	142,382	201,110	336,387	506,999
1株当たり純資産額 (円)	5,246.16	4,263.24	6,016.27	69.45	121.02	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△) (円)	△3,658.33	△982.92	△406.04	9.29	51.56	92.63
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	72.1	71.6	77.3	63.2	65.8	77.1
自己資本利益率 (%)	—	—	—	14.3	54.1	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	47,061	47,854	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△16,285	△62,051	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	115,579	102,781	—
従業員数 (名)	15	10	15	22	30	—
(外、平均臨時雇用者数)	(10)	(10)	(12)	(12)	(14)	(—)

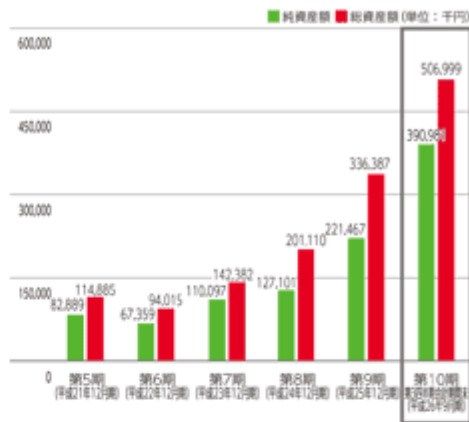
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は、平成26年10月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。その結果、発行済株式総数は1,830,000株となっております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第5期、第6期及び第7期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できず、また1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。また、第8期及び第9期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、第5期、第6期及び第7期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第5期、第6期及び第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9. 前事業年度(第8期)及び当事業年度(第9期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。なお、第10期第3四半期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
10. 第8期より「1株当たり当期(四半期)純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。平成26年10月15日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成26年10月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期、第7期の数値については新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期第3四半期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年9月
1株当たり純資産額 (円)	52.46	42.63	60.16	69.45	121.02	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△) (円)	△36.58	△9.82	△4.06	9.29	51.56	92.63
潜在株式調整後1株当たり(四半期)当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—	—

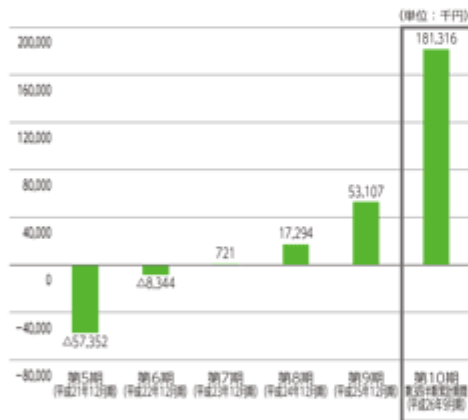
## ●売上高



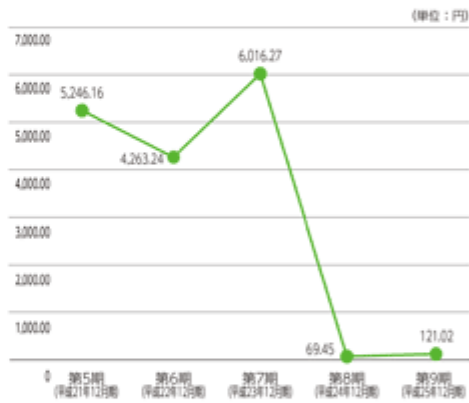
## ●純資産額／総資産額



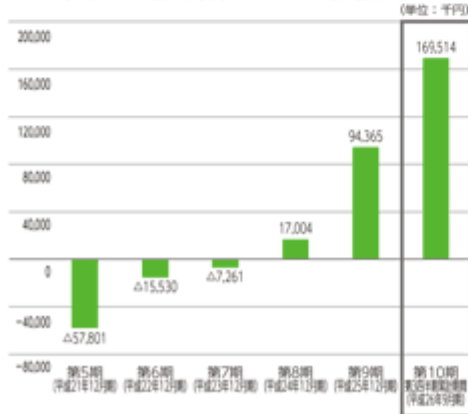
## ●経常利益又は経常損失



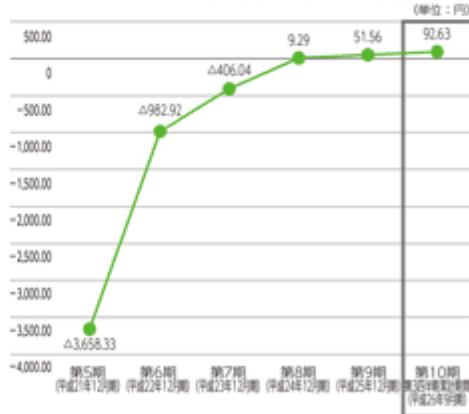
## ●1株当たり純資産額



## ●当期（四半期）純利益又は当期純損失



## ●1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額



(注) 当社は、平成26年10月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額」の各グラフでは、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。



## 第二部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
売上高 (千円)	164,290	187,235	239,721	410,862	647,734
経常利益又は 経常損失( ) (千円)	57,352	8,344	721	17,294	53,107
当期純利益又は 当期純損失( ) (千円)	57,801	15,530	7,261	17,004	94,365
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	314,000	314,000	339,000	339,000	339,000
発行済株式総数 (株)	15,800	15,800	18,300	18,300	18,300
純資産額 (千円)	82,889	67,359	110,097	127,101	221,467
総資産額 (千円)	114,885	94,015	142,382	201,110	336,387
1株当たり純資産額 (円)	5,246.16	4,263.24	6,016.27	69.45	121.02
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( - )	( - )
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額( ) (円)	3,658.33	982.92	406.04	9.29	51.56
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	72.1	71.6	77.3	63.2	65.8
自己資本利益率 (%)				14.3	54.1
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)				47,061	47,854
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)				16,285	62,051
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)				-	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)				115,579	102,781
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	15 〔10〕	10 〔10〕	15 〔12〕	22 〔12〕	30 〔14〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は、平成26年10月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。その結果、発行済株式総数は1,830,000株となっております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期、第6期及び第7期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できず、また1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。また、第8期及び第9期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、第5期、第6期及び第7期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第5期、第6期及び第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9. 第8期及び第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 第8期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
- 平成26年10月15日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成26年10月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
- なお、第5期、第6期、第7期の数値については新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
1株当たり純資産額 (円)	52.46	42.63	60.16	69.45	121.02
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (円)	36.58	9.82	4.06	9.29	51.56
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

## 2 【沿革】

年月	事項
平成17年7月	東京都渋谷区に株式会社ALBERT設立(資本金60,000千円)
平成18年8月	決算期を6月から12月に変更
平成19年11月	「おまかせ!ログレコメンダー」商品化
平成21年3月	レコメンドメールサービス開始
平成23年9月	バーチャレクス・コンサルティング株式会社と業務提携契約を締結
平成23年10月	デジタル・アドタイジング・コンソーシアム株式会社と資本業務提携を締結
平成23年11月	次世代広告配信プラットフォーム「i-Effect」提供開始
平成24年4月	CRMソリューション「smarticA!」リリース
平成24年12月	「smarticA!キャンペーンマネジメント」リリース
平成25年2月	「smarticA!データマイニングエンジン」リリース
平成25年5月	プライベート・データマネジメントプラットフォーム請負サービス「smarticA!DMP」リリース レコメンド特化型DSP「ADreco」リリース
平成25年6月	アトリビューション分析サービス開始
平成25年7月	「企業向けデータサイエンティスト養成講座」スタート
平成26年10月	「おまかせ!ログレコメンダー」を「Logreco」に名称変更

### 3 【事業の内容】

経営理念 「分析力をコアとし、顧客の意思決定と問題解決を支援する」

事業コンセプト 「分析力をコアとするマーケティングソリューションカンパニー」

当社は「分析力」をコアに、顧客企業の保有する様々なデータを解析し、顧客企業の効率的なマーケティング活動を支援するマーケティングソリューション事業を展開しております。

当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、「マーケティングプラットフォーム」、「アナリティクス・コンサルティング」の2つのサービスに整理し、それぞれの特徴は以下のとおりであります。

#### マーケティングプラットフォーム

近年、「ビッグデータ」という言葉のトレンド化に代表されるように、企業内に蓄積・散在している大量のデータに注目が集まっており、そのデータを有効活用するためのツールであるデータマネジメントプラットフォーム（DMP）（ 1 ）を社内に構築し、より高度なマーケティング施策へ展開しようとする動きが高まっております。

当社は、国内企業としてはいち早くこのDMPの重要性に着目し、統計を活用し高度なデータ分析を行うアナリティクス領域と、大量のデータ処理やプラットフォーム構築などを行うエンジニアリング領域からなる高度な「分析力」によって、自社開発したプライベートDMP（ 2 ）「smarticA!DMP」を提供するサービスを展開しております。

主にECサイト上などでユーザーごとにパーソナライズされたおすすめを表示するレコメンドサービス「おまかせ！ログレコメンダー」（平成26年10月「Logreco」に名称変更）は、平成19年11月のリリース以来、累計で300サイトを超える導入実績があります。また、蓄積された大量のデータを解析してマーケティング施策のためのルールを演算するシステム「smarticA!データマイニングエンジン」を平成25年2月にリリース、演算されたルールに従ってWeb、メール、コンタクトセンターなどオムニチャネル（ 3 ）により顧客に接し、顧客ひとりひとりの属性に応じたOne to oneマーケティング（ 4 ）を実現するためのキャンペーンシナリオシステム「smarticA!キャンペーンマネジメント」を平成24年12月にリリースなど、クライアントとユーザーのコミュニケーションを最適化するためのツールを先行リリースし、平成25年5月にはこれらのサービスをコアとするプライベートDMP構築を請負う統合的サービスとして「smarticA!DMP」をリリース致しました。

「smarticA!DMP」は上述のほかに、企業内に散在するデータを統合し蓄積するデータベース「DWH」、蓄積された大量の行動履歴データを解析してユーザに最適な広告を配信する「行動ターゲティング広告システム」を活用した広告最適化ソリューション、実行された各種施策がどのような効果を挙げたのかモニタリング・分析するための「BIツール」、当社のデータサイエンティスト（ 5 ）がクライアントと同じ環境にアクセスし、統計解析を行うことが可能なクラウド型「統計解析ソフトウェア」により構成されております。

その中でも特に「smarticA!データマイニングエンジン」および「smarticA!データキャンペーンマネジメント」は自社開発であることが強みであり、カスタマイズ性に富み、当初はクライアントのニーズにあわせて必要なサービスのみをピックアップして提供し、必要に応じて提供するサービスを増やすなどスモールスタートでスケラブルなシステムとなっております。

また、「smarticA!DMP」の活用には、データの蓄積や分析の方法だけでなく、最終的にどのようなマーケティング施策を実施していくかという設計が不可欠ですが、これまで様々な規模・業種の企業のデータ分析とマーケティング施策の支援を行ってきたノウハウで、クライアントごとのDMP設計と構築、及びスムーズなオペレーション実現までを一貫して支援することで、クライアントの「顧客満足度の向上」と「効果数値の明確化」に至るまでのフォローアップを実現しております。

#### アナリティクス・コンサルティング

同じくビッグデータトレンドの中で着目されるようになった環境下において、「アナリティクス・コンサルティング」を提供しております。

企業に蓄積される大量のデータの他、インターネット広告を中心とした広告配信データ、マーケティングデータを販売する3rdパーティデータ（ 6 ）など、以前に比べて大量且つ多様なデータが企業のデータベースに蓄積されるようになりました。各企業はこれらのデータを分析した上で、経営課題の解決や意思決定の合理化に取り組む努力をしていますが、国内にはマーケティングと統計解析の知識を有し、且つ大量のデータを取り扱うためのIT技術を保有する人員が不足しているため、企業がビッグデータを分析する人員を自社で抱えることが難しいという現状があります。

このような状況のもと、当社のコアコンピタンスである「分析力」そのものをサービスとして提供する「アナリティクス・コンサルティング」として、企業からデータを拝受して分析し、マーケティングの示唆やマーケティングオートメーションシステムの設計を指南する分析コンサルティング、顧客分析 / 商圏分析 / 商品分析 / 広告分析



等の課題解決に必要な各分析メニュー、統計解析関連に深い知見を持つ講師陣を豊富に揃え企業に派遣して講義をするデータサイエンティスト養成講座などを展開しています。

### (1) 分析コンサルティング

高度なビッグデータ関連システムの開発を推進するために必要なコンピュータサイエンスと、企業の経営課題を解決するためのソリューションを提供する上で不可欠なマーケティングサイエンスの両方を兼ね備えた、他に類を見ない専門集団として、ビッグデータの分析とコンサルティングを請け負う事業を展開しています。課題のヒアリング、現状データの確認、解決策の提示、ソリューションのご提供、その後の検証まで手厚いフォローに至るまでの一気通貫サービスが特徴であります。

### (2) 顧客分析 / 商圏分析 / 商品分析 / 広告分析

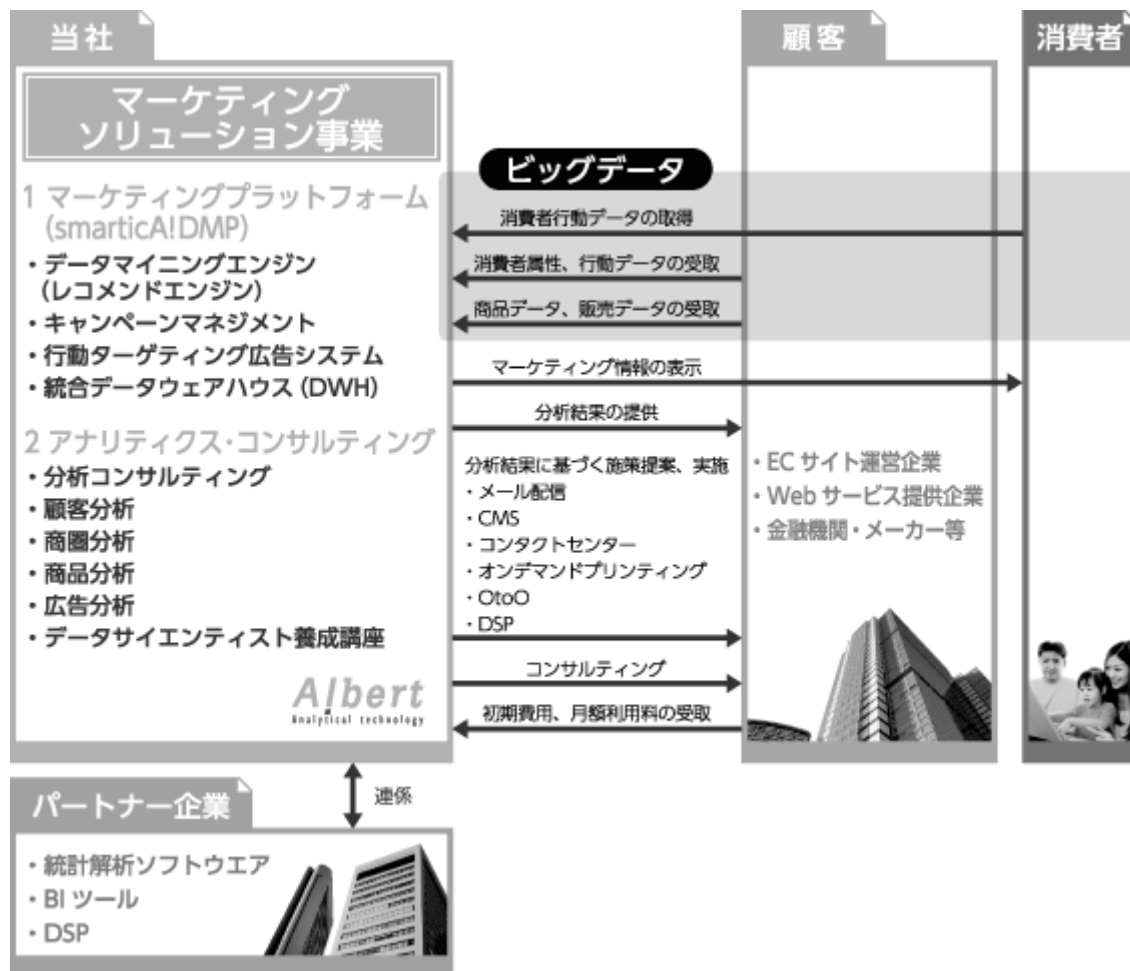
データドリブンな意思決定はあらゆる企業で必要とされており、顧客分析、商圏分析、商品分析、広告分析、最近ではM2M(7)やO2O(8)に纏わるデータの分析など幅広いニーズに応えています。

### (3) データサイエンティスト養成講座

大手企業をはじめとして、今後ビッグデータ領域でのビジネス展開を検討している情報システム企業や総合代理店など、自社内にデータサイエンティストを養成していきたいという企業ニーズに向けて、日本を代表する統計解析関連の講師陣を企業に派遣して講義をするデータサイエンティスト要請講座を展開しています。

当社の事業系統図は、次のとおりであります。

## ALBERT事業系統図



9 DSP、 10 CMS

## [用語解説]

上述の、「2.沿革」及び「3.事業の内容」における専門用語の意味を説明します。一般的な意味を含むものとは限りません。番号は、上記の1～14に対応しています。

番号	用語	解説・定義
1	データマネジメントプラットフォーム	自社と外部のさまざまなデータを一元管理・分析するためのプラットフォームのこと。Data Management Platformの頭文字3文字をとって「DMP」と略される。DMPはさらに、オープンDMPとプライベートDMP（2）とに分類される。
2	プライベートDMP	企業内で、多様かつ大量のデータを統合管理・分析し、マーケティング施策に活用するためのプラットフォームのこと。1参照
3	オムニチャンネル	オンラインストアや実店舗のほかあらゆる販売チャネルや流通チャネルを統合すること。またその統合販売チャネルの構築により、どの販売チャネルからも同じように商品を購入できる環境を実現すること。
4	One to oneマーケティング	One to oneを、一つの販売機会に対し1最小顧客セグメントと定義し、それぞれの接点の最適化を実現し、顧客との継続した関係を維持することための活動のこと。
5	データサイエンティスト	データサイエンス力及びデータエンジニアリング力をベースに、データから価値を創出し、ビジネス課題に答えを出すプロフェッショナルのこと。
6	3rdパーティデータ	直接の当事者（自社）ではない第三者が保有するデータのこと。
7	M2M	機械間で通信ネットワークを介して互いに情報をやり取りすることにより、自律的に高度な制御や動作を行うこと。 「Machine to Machine」の略。
8	O2O	ネット上（オンライン）から、ネット外（オフライン）店舗等での行動へと促す、または、オンラインでの情報接触行動をもってオフラインでの購買行動に影響を与えるような施策のこと。 「Online to Offline」の略。
9	DSP	インターネット広告において、広告主、広告会社側の広告効果の最大化を支援するプラットフォームで、予算配分やターゲティングといった配信条件の最適化や、広告管理業務の効率化をはかることができる。 「Demand Side Platform」の略。
10	CMS	コンテンツ管理システム。web上でコンテンツを構成するテキストや画像などのデジタルコンテンツを統合・体系的に管理し、配信など必要な処理を行うシステムの総称。 「Content Management System」の略。

## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) デジタル・アドバイジング・ コンソーシアム株式会社	東京都渋谷区	4,031,837	インターネット 広告事業	(被所有) 直接 17.76	営業取引 役員の兼任

(注) デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社は、有価証券報告書を提出しております。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

平成26年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
41 〔12〕	34.2	2.6	6,374

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。
4. 従業員が最近1年間で11名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

## (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第9期事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）におけるわが国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略等の一体的な取組みの政策効果により、家計や企業のマインドは改善が見られ、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっております。

当社が属するインターネット市場においては、クラウドサービスの拡大、モバイル端末の業務利用、ビッグデータ分析など、新しい形態でのITサービス活用が本格的な普及期を迎え、今後期待されるこうした市場の拡大に伴うさまざまな顧客ニーズへの対応が求められております。ビッグデータ分析に対する期待は、「蓄積された大量データを分析するため」のソリューションから、「分析して得られた結果をあらゆる顧客接点で活用していく」というフェーズに移行しており、新たな消費者ニーズの発掘や新サービスの提供に対する機会損失を最小限に抑え、企業間競争に対する優位性を確保することが重要視されています。

このような事業環境のもと、当社では高度な統計解析技術をもって企業内に蓄積されたデータを分析し、あらゆる顧客接点で最適な接客を実現する独自開発ソリューション提供に注力してまいりました。また各サービスの機能や品質向上にも継続的に取り組み、安定成長にむけた事業基盤の充実に努めてまいりました。高度なマーケティングソリューションを提供することを事業コンセプトとし、多面的な提案営業及びクロスセルの強化に注力するなかで、展示会やセミナーなどの各種プロモーション活動を行うとともに、大手代理店とのアライアンスを組む等、販路拡大に向けての活動に継続的に取り組んでおります。

平成25年5月、プライベート・データマネジメントプラットフォーム構築請負サービス「smarticA!DMP」をリリース致しました。これは、企業に散在する様々なデータを統合して蓄積した上で分析し、個々のチャネルの垣根を越えてオムニチャネルでのコミュニケーションを最適化するためのツールとして、設計・構築からオペレーション実現までを一貫して実現する、当社のノウハウを集結したものであり、先行リリース済みの、「smarticA!データマイニングエンジン」や「smarticA!キャンペーンマネジメント」をも統合させたCRMソリューションであります。smarticA!シリーズの売上高は111,296千円となりました。

「この商品を見た人は、こんな商品も見ています」などに代表されるレコメンド機能は、様々なサイトで見かけるようになり、当社のパッケージ製品「おまかせ!ログレコメンダー」も大手企業から中小企業まで導入実績は300サイトを超え、認知度は高まってきております。しかし、導入サイト閉鎖による契約解除や、近年は競合製品の台頭もあり、売上高は149,510千円となりました。

蓄積された大量の行動履歴データを解析してユーザに最適な広告を配信する「行動ターゲティング広告システム」を活用した広告最適化ソリューション提供は、本格参入から2年目であり、レコメンド特化型DSP、広告配信の最適化、広告クリエイティブの最適化等のほか、オンライン・マーケティングで注目されているアトリビューション分析のモデル開発にも注力し、サービス提供を開始いたしました。ソリューションメニューのさらなる拡充を図り、ニーズの掘り起こしに取り組んだ結果、売上高は212,515千円となりました。

以上の活動の結果、当事業年度の売上高は647,734千円（前期比57.7%増）、営業利益は51,439千円（前期比207.1%増）、経常利益は53,107千円（前期比207.1%増）、当期純利益は94,365千円（前期比455.0%増）となりました。

第10期第3四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、住宅や設備投資などに弱い動きも見られるものの、雇用の改善や所得の増加などが見られ、緩やかな回復傾向に向かっております。国内IT市場についても、小売・サービス企業が中心となってオムニチャネル化を図る中でシステム開発の需要が増大しており、当面の間は成長が続くことが見込まれます。

このような状況のなか、当社では分析力を強みに情報最適化やレコメンデーションといったキーテクノロジーを応用し、クライアントとユーザーの関係を最適化する独自ソリューションの提供を行っており、大手リサーチ企業とのDMPにおけるCRM機能の共同開発・提供を目的とした、企業のビッグデータ活用支援事業において業務提携も開始しております。また、主力商品である「smarticA!DMP」は当第3四半期においてもますます順調にユーザ数を増やしており、収益の増大に貢献しております。

その結果として、当第3四半期累計期間における業績は、売上高687,772千円、営業利益185,623千円、経常利益181,316千円、四半期純利益169,514千円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

第9期事業年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度に比べて12,797千円減少し、102,781千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、47,854千円(前事業年度は47,061千円の獲得)となりました。これは、税引前当期純利益計上52,562千円、賞与引当金の増加額17,511千円、たな卸資産の減少額8,083千円などによる資金増加、並びに売上債権の増加額49,486千円による資金減少があったことが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、62,051千円(前事業年度は16,285千円の使用)となりました。これは、定期預金への預入による支出100,000千円、定期預金の払戻による収入50,000千円、無形固定資産の取得による支出9,746千円などがあったことが主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動はありません。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

## (1) 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

## (2) 受注実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

## (3) 販売実績

第9期事業年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)及び第10期第3四半期累計期間(自平成26年1月1日至平成26年9月30日)における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。なお、当社は単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	第9期事業年度 (自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)		第10期第3四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
マーケティングプラットフォーム	603,919	153.5	621,009
アナリティクス・コンサルティング	43,815	251.3	66,762
合計	647,734	157.7	687,772

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第8期事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)		第9期事業年度 (自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)		第10期第3四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	38,700	9.4	76,460	11.8	54,143	7.9

(注) 1. 「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ」は、平成25年10月1日付で「株式会社NTTドコモ」へ商号変更しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社は、「分析力をコアとし、顧客の意思決定と問題解決を支援する」を経営理念に掲げ、高度なマーケティングソリューションサービスを提供しております。経営安定化及び業容拡大を図っていくうえで、以下の課題に積極的に取り組む方針であります。

#### クロスセルの推進

当社のサービスを既にご利用いただいているユーザの皆様には、複数のサービスを相互に利用していただけるようにクロスセル提案体制を強化し、データサイエンスのトータルソリューションの事業領域における提案力を高めてまいります。また新規ユーザ獲得のため、展示会やセミナーの継続的な開催及び出展、WebサイトやFacebookページ等を活用した情報発信、提携企業との更なる連携強化などに取り組んでまいります。

#### ブランド形成への取り組み

当社が提供する「smarticA!DMP」は、大手企業を中心に引き合いが増えており、その製品力が業界内で高い評価を得ております。業界唯一のフルラインナップDMPであることや、具体的で幅広い分析事例を豊富に持ち、運用が見えるシナリオ提案、継続的なチューニング・カスタマイズ体制を整えていることなど、他社には無い差別化要因が多数あります。競争優位性を維持していくためには更なる機能向上など製品開発を行っていく必要があるため、ブランド形成に向けて継続的に取り組んでまいります。

#### プロジェクト管理

業容拡大に伴い、案件単位において受注単価増大及び長期化の傾向があり、業務推進体制がより複雑化しています。このような状況のもと、各プロジェクトごとの作業工数をより正確にリアルタイムで把握出来るようなシステムの構築などにより工程管理を一層強化し、業務効率化を図っていくことが重要であると考えております。サービス品質の向上にも同時に取り組むとともに、コストを削減し、業務稼働率を一層向上させる施策を全社的に推進してまいります。

#### 情報管理体制の強化

デジタル化の進展に伴い、パーソナルデータを含むさまざまな匿名データを直接・間接に入手できるようになり、自社が保有する顧客の実名データと紐づけることで、顧客の属性・行動を網羅的に把握し、精度の高い顧客分析や、ターゲットの抽出、マーケティングROI（投資対効果）測定などへの様々な活用が可能です。当社はこれらの支援を行うことを主力事業としており、顧客から分析データを預って業務を請負うときのデータ保護には細心の注意を払っておりますが、さらなる運用強化を図っていくことが重要と考えております。

平成26年3月、プライバシーマーク登録（登録番号 第21000861(01)号）が完了いたしました。今後も引き続き、情報の取り扱いに関し、日々改善の努力を継続してまいります。

#### 人材・組織体制

当社は、今後の成長のためには優秀な人材確保と教育体制の充実による継続的な人材育成が不可欠であると認識しております。企業理念においても「会社にとって一番大切なものは社員」であることを掲げ、各人の力を最大限に引き出すことによりそれを組織力に変えていくことが企業価値向上に繋がると考えます。成長フェーズに合った評価制度をしっかりと運用するとともに、役員及び従業員の自立性を高め、常に最適な組織体制を模索していく方針であります。

#### 4 【事業等のリスク】

当社は、事業展開上のリスクになる可能性があると考えられる主な要因として、以下の記載事項を認識しております。これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避と予防に取り組んでおります。

なお、文中に記載している将来に関する事項は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき当社が判断したものであり、実際の結果と異なる可能性があります。

##### インターネット事業に関する一般的リスク

当社は、インターネット関連事業を主たる事業対象としており、インターネット活用方法の多様化、利用可能な端末の増加等により、インターネットの更なる普及が当社の成長のための重要な要素と考えています。インターネットの普及は引き続き進んでいるものの、今後どのように進展していくかについては不透明な部分もあります。インターネットの普及に関する何らかの弊害、その他予期せぬ要因により今後の普及に大きな変化が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

##### 業界及び競合他社について

当社の業績は、インターネット関連市場のうち、ビッグデータ・アナリティクス市場、CRM市場及びインターネット広告（アド・テクノロジー）市場など、これら関係性の深い市場の環境変化によって様々な影響を受ける可能性があります。当社の主力サービスであるプライベート・データマネジメントプラットフォーム「smarticA!DMP」に類似のものも存在し、多数の企業の参入による競争激化の様相を呈しております。顧客のニーズを的確に捉えたサービス提供をタイムリーに行うことにより、価格競争に巻き込まれない事業展開を図っておりますが、特に資金力・ブランド力を有する大手企業の参入や、全く新しいコンセプト及び技術を活用した画期的なシステムを開発した競合他社が出現した場合には、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

##### 技術革新や顧客ニーズへの迅速な対応について

インターネット関連市場及び当社が属する市場においては、急速な技術変化と水準向上が進んでおり、これに伴ってクライアントのニーズも著しく変化しております。現在においても、当社ではこれらに対応すべく、機能拡充及びサービスの充実に努めております。しかしながら、今後、一定のスキルを有する人材の確保が想定通りに進まない、もしくはニーズの把握が困難となり十分な機能拡充やコンサルティングサービスが提供できない、などの事由により製品訴求力が弱まり、サービス価値が低下するような状況になった場合には、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

##### 法規制について

当社の事業に関連して、ビジネス継続に重要な影響を及ぼす法規制は現在のところありません。しかし、今後のインターネット利用を制約するような規制等、インターネット広告の分野で新たに法律や規制が制定された場合や、業界内で自主規制が求められた場合には、当社の事業に影響を受ける可能性があります。

##### システム障害について

当社の事業は、パソコンやコンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークに何らかの障害が発生した場合や、予測不可能な様々な要因によってコンピュータシステムがダウンした場合は、当社の事業及び業績は深刻な影響を受けます。当社のコンピュータシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう取り組んでおりますが、コンピュータウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

##### 情報の取扱いについて

情報セキュリティ及び情報保護に関する対応は、事業活動を継続する上で不可欠となってきております。当社は、情報セキュリティ及び情報保護を経営の最重要課題の1つとして捉え、体制の強化や社員教育などを通じてシステムとデータの保守・管理に万全を尽くすとともに、平成26年3月にプライバシーマークの認定を取得し、個人情報の取扱いへの対応も行っております。しかし、万一これらの情報漏えい等の事故が発生した場合には、信用失墜による収益の減少、損害賠償等による予期せぬ費用が発生し、事業活動に影響を及ぼす可能性があります。



#### 特定製品（サービス）への依存について

当社は、マーケティングソリューション事業の単一事業セグメントであり、サービス別の売上構成比では、マーケティングプラットフォームが90%超となっております。マーケティングプラットフォームにおける現在の主力製品（サービス）は「smarticADMP」であり、その販売を拡大させることによって当社の業績が向上する見通しであります。しかし、それは特定製品（サービス）への依存度を高めることにもなるため、過度な依存にならないような事業バランスにて展開してまいりますが、今後、他社との競争激化等により、マーケティングプラットフォームの売上が減少した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権等について

当社は、自社開発によりソフトウェア制作を行っており、出願中の特許権を含めた知的財産及び技術上のノウハウを保有しております。これまで、当社は第三者より知的財産権に関する侵害訴訟等を提起されたことはありませんが、ソフトウェアに関する技術革新の顕著な進展により、当社のソフトウェアが第三者の知的財産権に抵触する可能性を的確に想定、判断できない可能性があります。また、当社の業務分野において認識していない特許などが成立している場合、当該第三者より損害賠償及び使用差し止めなどの訴えを起こされる可能性、並びに当該訴えに対する法的手続諸費用が発生する可能性があります。

#### 人材の確保・育成について

当社は、経営に不可欠な資源は「ヒト」であり、優秀な人材を確保し従業員満足度を上げることで、社員が最大限の力を発揮できることができると考えております。当社の企業理念においても、会社にとって一番重要なものは社員であることを掲げ、適材適所の配置、市場環境に対応できる能力を獲得させるための教育、社内コミュニケーションの円滑化などに努めております。しかし、当社が人材の確保、活用、育成強化に十分対応できない事象が発生した場合、経営判断、成長力や競争力が影響を受ける可能性があります。

#### 小規模組織であることについて

当社の組織は小規模であり、内部管理体制も企業規模に応じたものとなっております。特定の人員に過度の依存をしないよう、優秀な人材の確保・育成により経営リスクの軽減に努め、今後の業容拡大局面においても、内部管理体制のさらなる充実を図る方針ではありますが、適切かつ十分な組織対応ができない場合には、組織効率が低下したり十分な事業活動が行えない可能性があります。また、人員の増加が適切な形で実行できない場合には、経営効率が低下する可能性があります。

#### 特定人物への依存について

当社代表取締役会長である山川義介、代表取締役社長である上村崇は、いずれも当社の創業者であります。本書提出時点において、山川義介は筆頭株主として持株比率18.0%（ストックオプションの行使後は18.8%）を、上村崇は持株比率6.7%（第3位、ストックオプション行使後は12.4%）をそれぞれ保有しております。現在に至るまで代表取締役は2人体制であり、経営責任者として経営方針や経営戦略の決定等、当社の事業活動上の重要な役割を果たしてまいりました。一方で両名に対して過度に依存することの無いよう、執行役員等への権限移譲や役割分担の推進を図っております。しかしながら、現時点において、同人のいずれかが何らかの理由により経営者として業務を遂行できなくなった場合には、当社の業務推進及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 事業投資等について

当社は、事業拡大を図るために、各種の事業投資（子会社設立やM&Aなど）を検討していく方針です。これらを実施する際には、既存ビジネスとのシナジーを発揮することを最優先に、リスクや収益力の見直し等を十分に分析したうえで、然るべき社内決裁を経たのちに実行いたしますが、何らかの事情により事業の展開が計画通りに進まない場合には、当社の業績に寄与するものとは限らないため、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 配当政策について

当社は創業以来、株主に対する利益配当及び剰余金配当による利益還元を実施しておりません。しかし、株主への利益還元についても重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、経営成績及び財政状態・事業計画等を総合的に勘案したうえで、利益配当を実施していくこととなります。一方、当社の業績が計画どおりとならない等の結果として利益配当原資を十分に確保できない場合は、利益配当を実施しない、あるいは予定していた配当を減らすなどの可能性があります。

#### 新株予約権(ストック・オプション)について

当社は、ストック・オプション制度を採用しており、本書提出日現在におけるストック・オプションは269,400株であり、発行済株式総数1,830,000株の14.7%に相当します。それぞれ権利行使の要件を満たしたうえで、当社の株価が行使価額を上回ることにより、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

なお、新株予約権の詳細は、後記「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」及び「(7)ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

#### 大株主について

本書提出日時点でデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社は当社発行済株式総数の17.8%(325,000株)を保有しており、持分法適用会社となっております。また、同社とは「出資及び業務提携に関する契約」を締結し、双方の有する技術、知識や経験を最大限に活用して事業の進展を図ることで協力関係を維持しておりますが、将来において同社の経営方針やグループ戦略が変更され、協力関係が解消された場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

#### ベンチャーキャピタル等の持株比率について

本書提出日現在における当社の発行済株式は1,830,000株であり、そのうちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合(以下、「ベンチャーキャピタル等」という。)が保有する株式数は548,800株、保有比率は30.0%であります。

新規公開株式にかかるベンチャーキャピタル等の保有目的は、当該株式の新規株式公開以降において当該株式を売却し、キャピタルゲインを得ることにあります。よって、当社の株式公開後、当社の株主であるベンチャーキャピタル等が保有する当社株式の全部または一部を売却することが予想され、その場合、当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、株価の形成に影響を及ぼす可能性があります。

#### 資金使途について

当社が計画している公募増資による調達資金の使途については、マーケティングプラットフォーム事業にかかる人材の採用関連費及び人件費、本社オフィスの移転費用、研修施設や福利厚生施設の拡充等に充当する計画であります。しかしながら、急速に変化する経営環境に柔軟に対応するため、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性もあります。

#### 税務上の繰越欠損金について

当社は、税務上の繰越欠損金を有しております。これは法人税負担の軽減効果があり、今後も当該欠損金の繰越期間の使用制限範囲内においては納税額の減少により、キャッシュ・フロー改善に貢献することとなりますが、当社の業績が順調に推移することで繰越欠損金を上回る課税所得が発生した場合には、所定の税率に基づく法人税等の納税負担が発生するため、当社の当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

第9期事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当社は、企業に蓄積される大量のデータを分析してマーケティングに活用するという企業のニーズに対し、様々なツールを提供しております。高度なマーケティングソリューションを提供するためのコアコンピタンスである「分析力」は、アナリティクス領域における、「マーケティングリサーチ」「多変量解析」「データマイニング」「テキスト&画像解析」、エンジニアリング領域における、「大規模データ処理」「ソリューション開発」「プラットフォーム構築」「最適化モデリング」の8つのテクノロジーで支えられており、これらは豊富な実績に裏付けられた、当社独自のアルゴリズムや手法を用いております。

当事業年度においては、既存製品の機能向上・拡張性の検証・アーキテクチャ設計・構築手順書作成などのほか、分析精度向上のための検証・自動集計ツール開発・新規分析ロジック開発等を継続的に行なった結果、研究開発費として、16,319千円を計上しております。

第10期第3四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日）

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は19,596千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたり、経営者による会計方針の選択適用のほか、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

### (2) 経営成績の分析

第9期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

#### (売上高)

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ236,871千円増加し647,734千円となりました。この主な要因は、平成25年5月にリリースした「smarticA!DMP」の拡販によるものであり、特に「smarticA!データマイニングエンジン」、「smarticA!キャンペーンマネジメント」及び「行動ターゲティング広告システム」の提供が大きく増収となったことによるものであります。

#### (売上原価)

当事業年度の売上原価は、前事業年度に比べ124,258千円増加し344,311千円となりました。この主な要因は、コンサルティングやプライベートDMP導入構築等の工数増による労務費の増加額20,329千円、広告最適化ソリューションにおけるDSP運用委託費やリスティング広告運用委託費などの経費の増加額87,347千円によるものであります。

#### (販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ77,922千円増加し251,983千円となりました。この主な要因は、営業人員や管理人員の採用による人件費増加額49,505千円、研究開発費の増加額14,433千円などによるものであります。

#### (営業外損益及び特別損益等)

営業外損益の主な内訳は、為替差益1,578千円など、特別損益の内訳は固定資産除却損545千円であります。また、税務上繰越欠損金などの回収可能性判定による法人税等調整額 47,574千円を計上しております。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高647,734千円(前期比57.7%増)、営業利益51,439千円(前期比207.1%増)、経常利益53,107千円(前期比207.1%増)、当期純利益94,365千円(前期比455.0%増)となりました。

第10期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

#### (売上高)

当第3四半期累計期間の売上高は、687,772千円となりました。「smarticA!DMP」の販売が引き続き好調であり、前事業年度の647,734千円を既に上回っております。

#### (売上原価)

当第3四半期累計期間の売上原価は、283,103千円となりました。売上高の増加に伴い、人件費や外注費をはじめとする売上原価の各項目も増加しております。

#### (販売費及び一般管理費)

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、219,045千円となりました。業容拡大に伴い、人件費をはじめとする各項目も増加しております。

#### (営業外損益及び特別損益等)

当第3四半期累計期間の営業外収益は1,316千円、営業外費用は5,623千円となりました。株式公開準備に伴う費用が当事業年度より発生しております。

以上の結果、当第3四半期累計期間における業績は、売上高687,772千円、営業利益185,623千円、経常利益181,316千円、四半期純利益169,514千円となりました。

### (3) 財政状態の分析

第9期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

## (資産の部)

当事業年度末の流動資産の残高は303,925千円となり、前事業年度末に比べ127,286千円増加いたしました。主な内訳は、業容拡大に伴う「売掛金」の増加(対前事業年度末比47,701千円増加)、フリー・キャッシュ・フローの改善による「現金及び預金」の増加(対前事業年度末比37,202千円増加)、課税所得増額に伴う回収可能性の向上による「繰延税金資産」の増加(対前事業年度末比46,540千円増加)などです。

固定資産の残高は32,462千円となり、前事業年度末に比べ7,989千円増加しました。主な内訳は、ソフトウェア製作工数の増加による無形固定資産「ソフトウェア仮勘定」の増加(対前事業年度末比4,702千円増加)などです。

## (負債の部)

当事業年度末の負債合計は114,919千円となり、前事業年度末に比べ40,911千円増加いたしました。主な内訳は、人員増加に伴う賞与支給見込み額「賞与引当金」の増加(対前事業年度末比17,511千円増加)、同じく人員増加に伴う給与・社会保険料等の経過分として「未払費用」の増加(対前事業年度末比6,666千円増加)、販売費及び一般管理費の増加に伴う「未払金の増加」(対前事業年度末比5,125千円増加)などです。

固定負債の残高はありません。

## (純資産の部)

当事業年度末の純資産合計は221,467千円となり、前事業年度末に比べ94,365千円増加いたしました。「資本金」及び「資本準備金」はいずれも対前事業年度末比で変動は無く、当期純利益の計上による純資産額の増加です。

## 第10期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

## 資産の部

当第3四半期会計期間末の流動資産の残高は、413,868千円となり、前事業年度末に比べ109,943千円増加しました。主な内訳は、「現金及び預金」232,475千円(対前事業年度末比79,693千円増加)、「売掛金」94,208千円(対前事業年度末比3,134千円減少)、「繰延税金資産」48,510千円(対前事業年度末比1,969千円増加)などです。

また、固定資産の残高は、93,131千円となり、前事業年度末に比べて60,668千円増加しました。主な内訳は、「敷金」56,513千円(対前事業年度末比56,513千円増加)、「ソフトウェア」13,019千円(対前事業年度末比455千円増加)などです。

## 負債の部

当第3四半期会計期間末の流動負債の残高は、116,017千円となり、前事業年度末に比べ1,097千円増加しました。主な内訳は、「買掛金」22,540千円(対前事業年度末比7,434千円減少)、「未払金」24,127千円(対前事業年度末比5,718千円増加)、「未払費用」20,089千円(対前事業年度末比584千円減少)などです。

## 純資産の部

当第3四半期会計期間末の純資産の残高は、390,981千円となりました。「資本金」は、前事業年度末対比で変動ありません。「資本準備金」は、平成26年3月28日開催の定時株主総会決議により全額を欠損の填補に充当いたしました。

## (4) キャッシュ・フローの状況の分析

## 第9期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度に比べて12,797千円減少し、102,781千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

## (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、47,854千円となりました。これは、税引前当期純利益計上52,562千円、賞与引当金の増加額17,511千円、たな卸資産の減少額8,083千円などによる資金増加、並びに売上債権の増加額49,486千円による資金減少があったことが主な要因であります。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、62,051千円となりました。これは、定期預金の預入による支出100,000千円、定期預金の払戻による収入50,000千円、無形固定資産の取得による支出9,746千円などがあったことが主な要因であります。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動はありません。

## （参考）キャッシュ・フロー関連指標の推移

	平成24年12月期	平成25年12月期
自己資本比率	63.2	65.8
時価ベースの自己資本比率（％）		
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（％）		
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）		

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

（注）1．株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

2．キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

3．有利子負債は貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としています。

4．有利子負債が存在しないため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオは記載しておりません。

## （5）経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

## （6）経営者の問題意識と今後の方針

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案し、社会貢献を前提として企業価値を最大限に高めるべく努めております。具体的には「第二部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

## （7）経営戦略の現状と見通し

当社は、「分析力をコアとし、顧客の意思決定と問題解決を支援する」を経営理念とし、「分析力をコアとするマーケティングソリューションカンパニー」を事業コンセプトとして事業を展開しております。分析力は、アナリティクス領域における、マーケティングリサーチ、多変量解析、データマイニング、テキスト&画像解析、エンジニアリング領域における、大規模データ処理、ソリューション開発、プラットフォーム構築、最適化モデリングの8つのテクノロジーで支えられており、独自のアルゴリズムや手法を用いたソリューションで、さらなる競争力確保につながる研究開発及びノウハウの蓄積に継続的に取り組んでまいります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第9期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度に実施しました設備投資の総額は11,698千円であり、主なものは、自社利用ソフトウェアの制作11,063千円などであります。

第10期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

当第3四半期累計期間に実施しました設備投資の総額は5,914千円であり、自社利用ソフトウェアの製作5,914千円であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

平成25年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社設備、サーバ等	2,453	1,236	3,690	30 (14)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書きしております。  
 4. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借設備	面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	事務所	建物	432.54	21,149

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】(平成26年12月31日現在)

##### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都渋谷区)	マーケティングソ リューション事業	オフィス移 転費用	40,000	-	増資資金	平成27年 2月	平成27年 2月	注

(注) マーケティングソリューション事業の強化であります。計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

(注) 平成26年10月15日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は4,900,000株増加し、5,000,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,830,000	非上場	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	1,830,000		

- (注) 1. 平成26年9月12日開催の取締役会決議により、平成26年10月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。これにより発行済株式総数は1,811,700株増加し、1,830,000株となっております。
2. 平成26年10月15日開催の臨時株主総会決議により、平成26年10月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。



## (2) 【新株予約権等の状況】

## 第1回新株予約権（平成18年4月24日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年12月31日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20(注)1	2,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	500(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成20年4月25日 至平成28年4月24日	自平成20年4月25日 至平成28年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500(注)5 資本組入額 250(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他（国内国外を問わず）株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。

当社の顧問または関係協力者として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時における地位については原則としてこれを問わない。ただし、権利行使時まで、新株予約権者が会社に対して重大な損害を与える等、信頼関係が喪失したものと会社が判断した場合には、新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる（権利行使期間中に限る）。

4. 当社が株式移転または株式交換によって他社（以下「完全親会社」という。）の完全子会社となる場合、かかる株式移転または株式交換に際して、新株予約権者に対する本新株予約権にかかる義務を、当該株式移転または株式交換による完全親会社となる会社に承継させることができる。なお、承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

上記に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に、株式移転または株式交換の際に当株式1株に対して割り当てられる完全親会社株式の数の比率（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき金額については、以下の算式に基づいて計算し、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継後払込金額} = \text{承継前払込金額} \times (1 \div \text{割当比率})$$

## 新株予約権の権利行使期間

承継時に権利行使期間が既に開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より上記に定める期間の満了日までとする。

## 新株予約権の権利行使条件および消却事由等

第1回新株予約権割当契約書に定めるところと同様とする。

## 承継後の新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成26年9月12日の取締役会決議により、平成26年10月15日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第2回新株予約権（平成19年3月8日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年12月31日)
新株予約権の数(個)	105	105
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105(注)1	10,500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2	200(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成21年3月9日 至平成29年3月8日	自平成21年3月9日 至平成29年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 200(注)5 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 日本証券業協会、東京証券取引所その他（国内国外を問わず）株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に50%、1年6ヶ月を経過した場合に更に25%、2年6ヶ月を経過した場合に更に25%の株式数を行使できるものとする。

権利行使時において、取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職ないし会社都合による退職（懲戒解雇を除く）等正当な事由による退任ないし退職により権利行使時において取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を失った場合には、退任ないし退職の日から6ヶ月以内に限り権利を行使できるものとする（権利行使期間中に限る）。

新株予約権の行使期間到来後に死亡したことにより取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を失った場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる（権利行使期間中に限る）。

4. 当社が株式移転または株式交換によって他社（以下「完全親会社」という。）の完全子会社となる場合、かかる株式移転または株式交換に際して、新株予約権者に対する本新株予約権にかかる義務を、当該株式移転または株式交換による完全親会社となる会社に承継させることができる。なお、承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

上記に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に、株式移転または株式交換の際に当株式1株に対して割り当てられる完全親会社株式の数の比率（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき金額については、以下の算式に基づいて計算し、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継後払込金額} = \text{承継前払込金額} \times (1 \div \text{割当比率})$$

新株予約権の権利行使期間

上記に定める期間として、承継時に権利行使期間が既に開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より上記に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の権利行使条件および取得事由等

新株予約権の権利行使条件については、上記新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。また、取得事由等については、下記に定める取得事由等と同様とする。

承継後の新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成26年9月12日の取締役会決議により、平成26年10月15日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権（平成22年4月5日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年12月31日)
新株予約権の数(個)	5	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5(注)1	500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	500(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成24年4月6日 至平成32年4月5日	自平成24年4月6日 至平成32年4月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500(注)5 資本組入額 250(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 以下(a)ないし(c)の区分に従い新株予約権を行使することができる(ただし、上記に定める新株予約権を行使することができる期間中に限る)。権利行使可能な新株予約権の数は、当社が新株予約権者に対し当初割り当てた個数を基準として計算し、1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。なお、権利行使可能日とは、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した日のいずれか遅い日とする。

(a)権利行使可能日(同日を含む。)から1年6ヶ月を経過する日(同日を含まない。)まで  
割り当てられた新株予約権の個数の50%を上限として権利行使できる。

(b)権利行使可能日より1年6ヶ月を経過する日(同日を含む。)から権利行使可能日より2年6ヶ月を経過する日(同日を含まない。)まで

割り当てられた新株予約権の個数の75%を上限として権利行使できる。

(c)権利行使可能日より2年6ヶ月を経過する日(同日を含む。)以降

割り当てられた新株予約権の個数の100%を権利行使できる。

当社の従業員として新株予約権の割当を受けた者は、当社または当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職ないし会社都合による退職(懲戒解雇を除く)等正当な事由により上記地位を失った場合は、退任ないし退職の日から6ヶ月以内に限り(ただし、新株予約権を行使することができる期間中に限る)、新株予約権を行使することができる。

当社の顧問として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時における地位についてはこれを問わない。ただし、権利行使時まで、当該顧問が当社に対して重大な損害を与える等、当社と当該顧問との間の信頼関係が喪失したものと当社の代表取締役が判断した場合には、新株予約権を行使できないものとする。

当社の従業員として新株予約権の割当を受けた者が、上記の権利行使可能日到来後に死亡した場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り(ただし、新株予約権を行使することができる期間中に限る)、その相続人において新株予約権を行使することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

第2回新株予約権割当契約書に準じて決定する。

5. 平成26年9月12日の取締役会決議により、平成26年10月15日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第9回新株予約権（平成24年4月13日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,697	1,697
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,697(注)1	169,700(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2	200(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成26年4月14日 至平成34年4月13日	自平成26年4月14日 至平成34年4月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 200(注)5 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 以下(a)ないし(c)の区分に従い新株予約権を行使することができる（ただし、新株予約権を行使することができる期間中に限る）。権利行使可能な新株予約権の数は、当社が新株予約権者に対し当初割り当てた個数を基準として計算し、1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。なお、権利行使可能日とは、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他（国内国外を問わず）株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した日のいずれか遅い日とする。

(a)権利行使可能日（同日を含む。）から1年6ヶ月を経過する日（同日を含まない。）まで  
割り当てられた新株予約権の個数の50%を上限として権利行使できる。

(b)権利行使可能日より1年6ヶ月を経過する日（同日を含む。）から権利行使可能日より2年6ヶ月を経過する日（同日を含まない。）まで

割り当てられた新株予約権の個数の75%を上限として権利行使できる。

(c)権利行使可能日より2年6ヶ月を経過する日（同日を含む。）以降

割り当てられた新株予約権の個数の100%を権利行使できる。

当社の従業員として新株予約権の割当を受けた者は、当社または当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職ないし会社都合による退職（懲戒解雇を除く）等正当な事由により上記地位を失った場合は、退任ないし退職の日から6ヶ月以内に限り（ただし、新株予約権を行使することができる期間中に限る）、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が、上記の権利行使可能日到来後に死亡した場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り（ただし、新株予約権を行使することができる期間中に限る）、その相続人において新株予約権を行使することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

第9回新株予約権割当契約書に準じて決定する。

5. 平成26年9月12日の取締役会決議により、平成26年10月15日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権(平成24年4月13日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年12月31日)
新株予約権の数(個)	216	216
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	216(注)1	21,600(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2	200(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成26年4月14日 至平成34年4月13日	自平成26年4月14日 至平成34年4月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 200(注)5 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 以下(a)ないし(c)の区分に従い新株予約権を行使することができる(ただし、新株予約権を行使することができる期間中に限る)。権利行使可能な新株予約権の数は、当社が新株予約権者に対し当初割り当てた個数を基準として計算し、1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。なお、権利行使可能日とは、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した日のいずれか遅い日とする。

(a)権利行使可能日(同日を含む。)から1年6ヶ月を経過する日(同日を含まない。)まで割り当てられた新株予約権の個数の50%を上限として権利行使できる。

(b)権利行使可能日より1年6ヶ月を経過する日(同日を含む。)から権利行使可能日より2年6ヶ月を経過する日(同日を含まない。)まで

割り当てられた新株予約権の個数の75%を上限として権利行使できる。

(c)権利行使可能日より2年6ヶ月を経過する日(同日を含む。)以降

割り当てられた新株予約権の個数の100%を権利行使できる。

当社の従業員として新株予約権の割当を受けた者は、当社または当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職ないし会社都合による退職(懲戒解雇を除く)等正当な事由により上記地位を失った場合は、退任ないし退職の日から6ヶ月以内に限り(ただし、新株予約権を行使することができる期間中に限る)、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が、上記の権利行使可能日到来後に死亡した場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り(ただし、新株予約権を行使することができる期間中に限る)、その相続人において新株予約権を行使することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

第10回新株予約権割当契約書に準じて決定する。

5. 平成26年9月12日の取締役会決議により、平成26年10月15日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第11回新株予約権（平成25年3月21日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年12月31日)
新株予約権の数(個)	135	135
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	135(注)1	13,500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2	200(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成25年3月22日 至平成35年3月21日	自平成25年3月22日 至平成35年3月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 200(注)5 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職ないし会社都合による退職（懲戒解雇を除く）等正当な事由により上記地位を失った場合は、退任ないし退職の日から6ヶ月以内に限り（ただし、新株予約権を行使することができる期間中に限る）、新株予約権を行使することができる。

行使の条件の特則として、以下のとおり定める。

以下（a）ないし（c）の区分に従い本新株予約権を行使することができる。権利行使可能な本新株予約権の数は、当初の割当個数を基準として計算し、1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

なお、権利行使可能日とは、第2条（本新株予約権の権利行使期間）に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他（国内国外を問わず）株式公開市場に上場し、かつ、上場した日から6カ月を経過した日のいずれか遅い日とする。

（a）権利行使可能日（同日を含む。）から1年6ヶ月を経過する日（同日を含まない。）まで

割り当てられた本新株予約権の個数の50%を上限として権利行使できる。

（b）権利行使可能日より1年6ヶ月を経過する日（同日を含む。）から権利行使可能日より2年6ヶ月を経過する日（同日を含まない。）まで

割り当てられた本新株予約権の個数の75%を上限として権利行使できる。

（c）権利行使可能日より2年6ヶ月を経過する日（同日を含む。）以降

割り当てられた本新株予約権の個数の100%を権利行使できる。



権利行使可能日到来後に死亡した場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り(ただし、第2条(本新株予約権の権利行使期間)に定める本新株予約権を行使することができる期間中に限る)、その相続人において本新株予約権を行使することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

第11回新株予約権割当契約書に準じて決定する。

5. 平成26年9月12日の取締役会決議により、平成26年10月15日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 第12回新株予約権(平成25年12月17日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年12月31日)
新株予約権の数(個)	567	567
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	567(注)1	56,700(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2	200(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成27年12月18日 至平成35年12月17日	自平成27年12月18日 至平成35年12月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 200(注)5 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 以下(a)ないし(c)の区分に従い新株予約権を行使することができる(ただし、新株予約権を行使することができる期間中に限る)。権利行使可能な新株予約権の数は、当社が新株予約権者に対し当初割り当てた個数を基準として計算し、1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。なお、権利行使可能日とは、新株予約権を行使することができる期間の開始日と当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した日のいずれか遅い日とする。

(a)権利行使可能日(同日を含む。)から1年6ヶ月を経過する日(同日を含まない。)まで  
割り当てられた新株予約権の個数の50%を上限として権利行使できる。

(b)権利行使可能日より1年6ヶ月を経過する日(同日を含む。)から権利行使可能日より2年6ヶ月を経過する日(同日を含まない。)まで

割り当てられた新株予約権の個数の75%を上限として権利行使できる。

(c)権利行使可能日より2年6ヶ月を経過する日(同日を含む。)以降

割り当てられた新株予約権の個数の100%を権利行使できる。

当社の従業員として新株予約権の割当を受けた者は、当社または当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職ないし会社都合による退職(懲戒解雇を除く)等正当な事由により上記地位を失った場合は、退任ないし退職の日から6ヶ月以内に限り(ただし、新株予約権を行使することができる期間中に限る)、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が、上記の権利行使可能日到来後に死亡した場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り(ただし、新株予約権を行使することができる期間中に限る)、その相続人において新株予約権を行使することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
  - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
  - 再編対象会社の普通株式とする。
  - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
  - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。
  - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - 新株予約権を行使することができる期間
  - 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - 上記に準じて決定する。
  - 譲渡による新株予約権の取得の制限
  - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - 新株予約権の取得条項
  - 第12回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
5. 平成26年9月12日の取締役会決議により、平成26年10月15日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年2月28日 (注)1	2,500	18,300	25,000	339,000	25,000	339,000
平成26年4月30日 (注)2		18,300		339,000	339,000	
平成26年10月15日 (注)3	1,811,700	1,830,000		339,000		

## (注)1. 有償第三者割当

発行価格 1株につき20,000円 資本組入額 1株につき10,000円

割当先 株式会社ADKインタラクティブ

2. 平成26年3月28日開催の定時株主総会決議に伴う欠損填補のための資本準備金取崩しを行っております。

3. 平成26年10月15日開催の臨時株主総会決議に伴う株式分割(1:100)によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

平成26年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				13	1		53	67	
所有株式数 (単元)				8,100	888		9,312	18,300	
所有株式数の 割合(%)				44.26	4.85		50.89	100	

## (6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,830,000	18,300	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式			
発行済株式総数	1,830,000		
総株主の議決権		18,300	

【自己株式等】

該当事項はありません。

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法および会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

## 第1回新株予約権

決議年月日	平成18年4月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の監査役 -名 当社の従業員 9名 外部協力者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)平成26年12月31日現在におきましては、付与対象者は退職等により11名減少し、2名であります。

## 第2回新株予約権

決議年月日	平成19年3月8日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 -名 当社の監査役 -名 当社の従業員 8名 外部協力者 -名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)平成26年12月31日現在におきましては、付与対象者は退職等により6名減少し、2名であります。

## 第7回新株予約権

決議年月日	平成22年4月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 -名 当社の監査役 -名 当社の従業員 10名 外部協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)平成26年12月31日現在におきましては、付与対象者は退職等により10名減少し、1名であります。

## 第9回新株予約権

決議年月日	平成24年4月13日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の監査役 1名 当社の従業員 -名 外部協力者 -名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 第10回新株予約権

決議年月日	平成24年4月13日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 -名 当社の監査役 -名 当社の従業員 14名 外部協力者 -名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)平成26年12月31日現在におきましては、付与対象者は退職により3名減少し、11名であります。

## 第11回新株予約権

決議年月日	平成25年3月21日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 -名 当社の監査役 1名 当社の従業員 10名 外部協力者 -名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)平成26年12月31日現在におきましては、付与対象者は退職により3名減少し、8名であります。

## 第12回新株予約権

決議年月日	平成25年12月17日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の監査役 -名 当社の従業員 11名 外部協力者 -名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)平成26年12月31日現在におきましては、付与対象者は退職により1名減少し、10名であります。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社では、永続的な利益成長を目指し、その成長に応じて株主の皆様へ利益を還元することを重要な経営課題と認識し、その上で経営基盤の強化及び中長期的な事業展開に備える内部留保と資本効率等を総合的に勘案したうえで、毎期の配当方針を決定することを基本方針としております。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。第9期事業年度の配当につきましては、無配とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、自己資本の充実を目的として一定の手元資金を確保するとともに、構想力を更に強化するための投資、中期的に成長が見込める事業への投資など、成長に向けた効果的な活用に備えてまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。



## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長		山川 義介	昭和32年1月8日	昭和56年4月 東京電気化学工業株式会社（現 TDK株式会社）入社 平成4年10月 株式会社マルマン入社 平成7年7月 株式会社エムアンドシー 代表取締役 平成12年3月 株式会社インタースコープ 取締役副社長 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成17年7月 同社代表取締役会長 平成17年7月 当社設立 代表取締役会長（現任）	(注) 3	329,400
代表取締役 社長		上村 崇	昭和54年8月4日	平成15年5月 アクセンチュア株式会社入社 平成16年7月 株式会社インタースコープ入社 平成17年7月 当社設立 代表取締役社長（現任）	(注) 3	122,800
取締役		山口 哲央	昭和44年6月4日	平成4年4月 三菱商事株式会社入社 平成11年10月 NTT移動通信網株式会社（現 株式会社NTTドコモ）入社 平成14年2月 株式会社博報堂入社 平成20年8月 株式会社Mana&Co. 入社 平成25年3月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社入社 平成25年10月 株式会社博報堂アイ・スタジオ 取締役 平成26年3月 当社取締役（現任） 平成26年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 執行役員テクノロジーサービス本部長（現任）	(注) 3	
常勤監査役		谷本 篤彦	昭和22年11月17日	昭和45年4月 株式会社日立製作所入社 平成14年4月 同社情報事業統括本部ビジネス開発営業センター長 平成15年4月 株式会社日立インフォメーションアカデミー 取締役研修サービス本部長 平成16年10月 同社取締役営業本部長 平成18年4月 同社取締役副学院長 平成24年4月 当社監査役（現任）	(注) 4	4,500
監査役		保月 英機	昭和16年10月9日	昭和40年4月 東京電気化学工業株式会社（現 TDK株式会社）入社 平成14年11月 株式会社インタースコープ監査役 平成15年6月 同社取締役 平成16年9月 同社監査役 平成19年7月 当社監査役（現任）	(注) 4	10,000
監査役		江南 清司	昭和22年9月14日	昭和49年1月 東京電気化学工業株式会社（現 TDK株式会社）入社 平成17年7月 同社取締役 執行役員経理部長 平成19年7月 同社取締役 常務執行役員 平成20年7月 同社取締役 専務執行役員 平成22年7月 同社顧問 平成26年3月 当社監査役（現任）	(注) 4	10,000
計						476,700

(注) 1. 取締役山口哲央は、社外取締役であります。

2. 監査役谷本篤彦及び江南清司は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、平成26年10月15日開催の臨時株主総会の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、平成26年10月15日開催の臨時株主総会の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うことを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は5名で、データ分析部長安達章浩、システム開発・コンサルティング部長池内孝啓、経営管理部長木野英明、経営企画部長佐藤めぐみ、マーケティングソリューション部長平原昭次で構成されております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

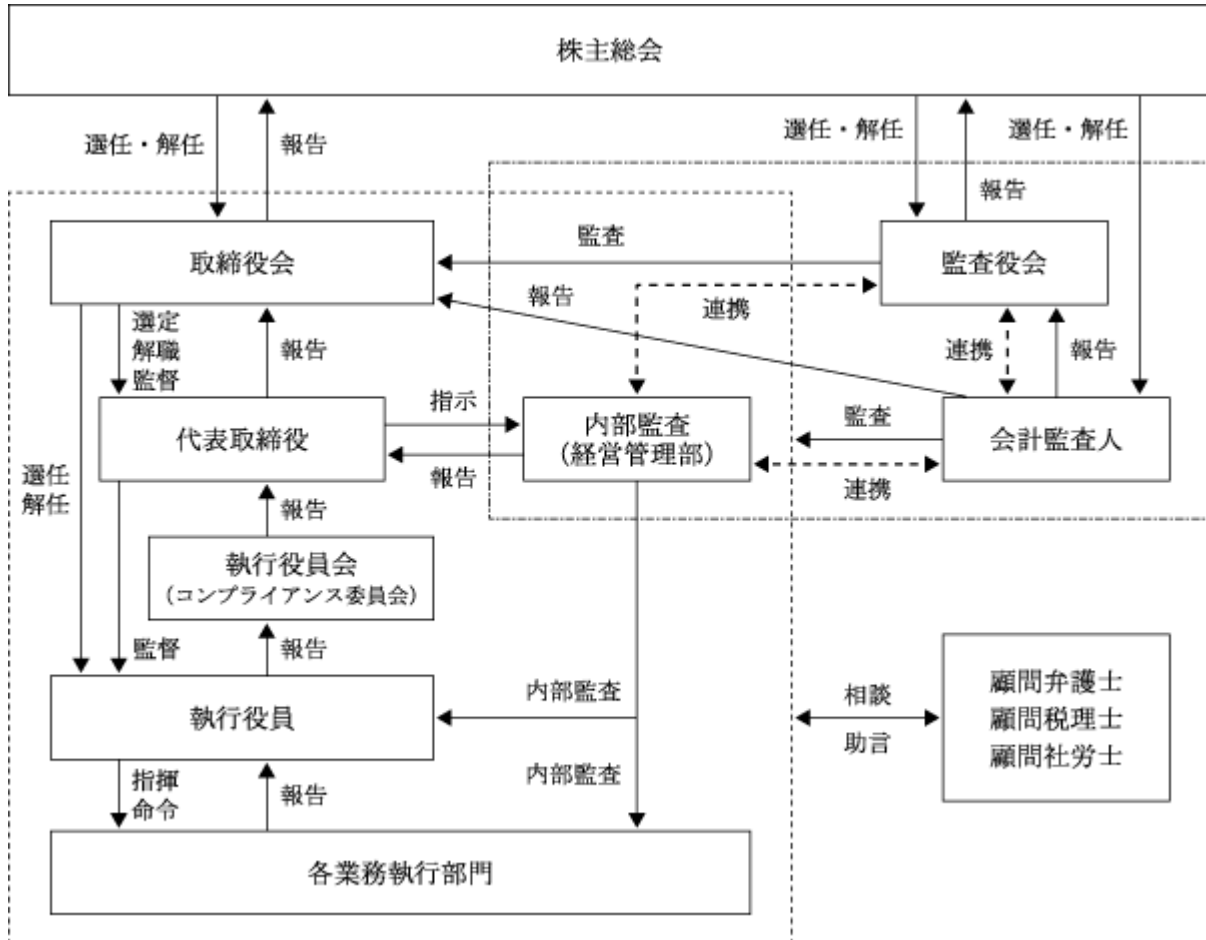
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、“分析力をコアとし、顧客の意思決定と問題解決を支援する”を経営理念とし、株主、取引先、社員等、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと認識し、整備を進めております。

このため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

企業統治の体制の状況

当社の業務の意思決定・執行及び監査についての体制は、下図のとおりであります。



#### イ．取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役3名（うち社外取締役1名）で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

なお、取締役会の開催状況は、平成24年12月期13回、平成25年12月期13回それぞれ開催しており、社外取締役の出席率は、平成24年12月期100%、平成25年12月期100%で、随時、貴重な質問・意見等の発言をしております。

#### ロ．監査役会・監査役

当社は、平成26年3月より、監査役会制度を採用しております。監査役会は監査役3名で構成されており、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、監査役会規程に基づき毎月の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

なお、監査役会の開催状況は、平成26年3月監査役会創設以降、毎月1回開催しており、社外監査役の出席率は100%であります。

## 八．執行役員会

当社の執行役員会は、執行役員5名で構成されており、原則として毎月1回開催しております。出席者は執行役員のほか、オブザーバとして社内取締役、監査役、部長などが必要に応じて参加しております。執行役員会では、各部門からの業務執行状況報告を行うとともに、事業計画の達成状況、経営上の重要情報等の共有、事業課題の解決などを中心に、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うことを目的として運営しております。また、コンプライアンス委員会も兼ねており、社内における法令遵守の実効性を高めるための体制となっております。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況

当社は平成26年4月15日開催の取締役会において、以下イ．～リ．のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

イ．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令・定款及び社会規範を遵守するための「行動規範」を制定し、全社に周知・徹底します。
- (b) コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたります。
- (c) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (d) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。
- (e) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び情報管理規程等に基づき、適正に保存及び管理を行います。
- (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとします。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。これに従いリスク管理にかかる「リスク管理マニュアル」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離します。
- (b) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、事業運営の迅速化を図ります。
- (c) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催します。

ホ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 当面、監査役スタッフは置かないものの、業務監査及び日常業務については経営管理部の補助を受けるものとします。
- (b) また将来監査役スタッフが求められた場合、会社は監査役会と協議の上その人選を行うものとします。

ヘ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、取締役会のほか執行役員会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求められることができるものとします。
- (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告するものとします。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとします。

ト．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。
- (b) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
- (c) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。

チ．財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役社長を筆頭として、財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築します。

リ．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、「ALBERT行動規範」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、会社規模が小さく、担当人員に限りがあることから、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役社長の命を受けた経営管理部長が内部監査人として、自己の属する部門を除く当社全体を継続的に監査しております。一方、経営管理部が内部監査を受けるときは代表取締役社長が指名した経営企画部長が経営管理部の監査を実施し、相互に牽制する体制をとっております。

監査役監査は、3名の監査役(内社外監査役2名)で監査役会を構成し、取締役による業務執行を監査しております。監査役は、取締役会をはじめとする社内の重要な会議に出席し、適切な審議や助言を行うことで経営の監視機能を確保するよう努めております。

また、内部監査人、監査役及び会計監査人は、監査の相互補完および効率性の観点から、適宜情報交換を行うとともに相互に連携し、財務報告に係る内部統制の内部監査及び会計監査と監査役監査との緊密な連携を図り、監査の実効性を高めております。

#### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役が企業統治において果たす役割と機能は取締役の独立性の立場において、社外取締役が持つ知見などに基づき、外部的視点から、如何に企業価値を高めていくかといった経営アドバイスを行うことであると考えております。社外監査役が企業統治において果たす機能と役割は、取締役からの独立性の立場に立ち、業務執行に対する監督機能とコーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任する為の独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考えとして選任しております。

社外取締役の山口哲央氏は、当社と資本提携及び業務提携関係にある、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の執行役員テクノロジーサービス本部長であり、インターネット広告業界における知識、経験を豊富に持ち、当社の経営に貴重な意見をいただける方として選任しております。

社外監査役の谷本篤彦氏は、大手メーカー勤務を通じた豊富なマネジメント経験等により、当社の経営に貴重な意見をいただける方として選任しております。谷本篤彦氏は、当社の株式を4,500株及び新株予約権を45個、それぞれ保有しておりますが、この関係以外に当社との間で直接的な利害関係はありません。

社外監査役の江南清司氏は、大手メーカー勤務を通じた幅広い財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を遂行いただける方として選任しております。江南清司氏は、当社の株式を10,000株保有しておりますが、この関係以外に当社との間で直接的な利害関係はありません。

なお、社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携につきましては、上記と同様であります。

## 役員報酬等

## (a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の人員数 (人)
		基本報酬	ストック・オ プション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	38,500	38,500				2
監査役 (社外監査役を除く)	1,200	1,200				1
社外役員	2,400	2,400				2

(注) 1. 社外役員のうち、1名は社外取締役ですが役員報酬等を支払っておりません。

2. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役が年額200,000千円以内、監査役が年額30,000千円以内であります。

## (b) 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## (c) 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

## (d) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

各役員の報酬等は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

## 株式の保有状況

該当事項はありません。

## 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

## (a) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 吉田敏宏

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 押谷崇雄

## (b) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 2名

## 取締役の定数

当社の取締役は3名以上7名以内とする旨を定款で定めております。

## 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

## 会社法第309条第2項に定める決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 株主総会決議事項のうち、取締役会で決議することができることとした事項

## (a) 自己株式の取得に関する事項

当社は、経営環境の変化に迅速に対応し、柔軟かつ積極的な財務戦略を行うため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

## (b) 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

## (c) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
3,500	-	7,000	-

## 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

監査報酬は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議のうえで決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)及び当事業年度(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確かつタイムリーに対応するために、監査法人及び各種団体が主催するセミナー・研修会への参加などを通じて、積極的な専門知識の蓄積及び情報収集活動に努めております。



## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	115,579	152,781
受取手形		1,785
売掛金	1 49,641	1 97,342
仕掛品	8,699	645
貯蔵品	338	307
前渡金		884
前払費用	2,376	3,637
繰延税金資産		46,540
その他	3	
流動資産合計	176,638	303,925
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,436	4,436
減価償却累計額	1,685	1,983
建物（純額）	2,751	2,453
工具、器具及び備品	12,901	4,794
減価償却累計額	11,549	3,557
工具、器具及び備品（純額）	1,351	1,236
有形固定資産合計	4,102	3,690
無形固定資産		
商標権	174	430
ソフトウェア	11,304	12,564
ソフトウェア仮勘定	537	5,239
無形固定資産合計	12,015	18,235
投資その他の資産		
長期前払費用	662	891
差入保証金	5,713	5,713
保険積立金	1,978	2,897
繰延税金資産	-	1,034
投資その他の資産合計	8,353	10,536
固定資産合計	24,472	32,462
資産合計	201,110	336,387

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1 30,258	1 29,975
未払金	13,283	18,408
未払費用	14,007	20,673
未払法人税等	1,434	7,394
未払消費税等	3,225	8,716
前受金	1,475	705
預り金	1,786	2,997
賞与引当金	8,536	26,048
流動負債合計	74,008	114,919
負債合計	74,008	114,919
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	339,000	339,000
資本剰余金		
資本準備金	339,000	339,000
資本剰余金合計	339,000	339,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	550,898	456,532
利益剰余金合計	550,898	456,532
株主資本合計	127,101	221,467
純資産合計	127,101	221,467
負債純資産合計	201,110	336,387

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(平成26年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	232,475
受取手形及び売掛金	116,402
仕掛品	11,696
貯蔵品	307
繰延税金資産	48,510
その他	4,475
流動資産合計	413,868
固定資産	
有形固定資産	2,875
無形固定資産	
ソフトウェア	13,019
その他	9,259
無形固定資産合計	22,278
投資その他の資産	
敷金	56,513
その他	11,463
投資その他の資産合計	67,977
固定資産合計	93,131
資産合計	506,999
負債の部	
流動負債	
買掛金	22,540
未払法人税等	12,453
賞与引当金	14,687
その他	66,335
流動負債合計	116,017
負債合計	116,017
純資産の部	
株主資本	
資本金	339,000
利益剰余金	51,981
株主資本合計	390,981
純資産合計	390,981
負債純資産合計	506,999

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	410,862	647,734
売上原価	220,053	344,311
売上総利益	190,809	303,422
販売費及び一般管理費	1、 2 174,060	1、 2 251,983
営業利益	16,748	51,439
営業外収益		
受取利息	19	56
為替差益	576	1,578
その他	0	47
営業外収益合計	596	1,683
営業外費用		
支払利息	36	
保険解約損	15	15
営業外費用合計	51	15
経常利益	17,294	53,107
特別損失		
固定資産除却損	3	3 545
特別損失合計		545
税引前当期純利益	17,294	52,562
法人税、住民税及び事業税	290	5,771
法人税等調整額		47,574
法人税等合計	290	41,803
当期純利益	17,004	94,365

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		86,263	37.7	106,592	31.7
経費		142,318	62.3	229,665	68.3
当期総製造費用		228,581	100.0	336,258	100.0
仕掛品期首たな卸高		170		8,699	
合計		228,752		344,957	
仕掛品期末たな卸高		8,699		645	
当期売上原価		220,053		344,311	

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	95,243	182,917
設備費	25,491	25,411

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

## 【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)
売上高	687,772
売上原価	283,103
売上総利益	404,669
販売費及び一般管理費	219,045
営業利益	185,623
営業外収益	
受取利息	76
為替差益	507
講演料等収入	722
その他	10
営業外収益合計	1,316
営業外費用	
株式公開費用	5,600
その他	23
営業外費用合計	5,623
経常利益	181,316
税引前四半期純利益	181,316
法人税、住民税及び事業税	13,792
法人税等調整額	1,990
法人税等合計	11,802
四半期純利益	169,514

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	339,000	339,000	339,000	567,902	567,902	110,097	110,097
当期変動額							
当期純利益				17,004	17,004	17,004	17,004
当期変動額合計	-	-	-	17,004	17,004	17,004	17,004
当期末残高	339,000	339,000	339,000	550,898	550,898	127,101	127,101

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	339,000	339,000	339,000	550,898	550,898	127,101	127,101
当期変動額							
当期純利益				94,365	94,365	94,365	94,365
当期変動額合計	-	-	-	94,365	94,365	94,365	94,365
当期末残高	339,000	339,000	339,000	456,532	456,532	221,467	221,467

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	17,294	52,562
減価償却費	6,747	6,636
固定資産除却損	-	545
賞与引当金の増減額（ は減少）	2,313	17,511
受取利息	19	56
為替差益	490	1,399
売上債権の増減額（ は増加）	9,198	49,486
たな卸資産の増減額（ は増加）	8,722	8,083
前払費用の増減額（ は増加）	955	1,260
仕入債務の増減額（ は減少）	30,220	283
未払金の増減額（ は減少）	3,488	3,039
未払費用の増減額（ は減少）	4,075	6,666
未払消費税等の増減額（ は減少）	156	5,491
預り金の増減額（ は減少）	373	1,210
その他	1,795	1,453
小計	47,078	47,806
利息及び配当金の受取額	19	56
利息の支払額	36	-
法人税等の支払額	-	8
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>47,061</b>	<b>47,854</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
無形固定資産の取得による支出	11,274	9,746
有形固定資産の取得による支出	1,327	305
保険積立金の解約による収入	-	37
保険積立金の積立による支出	692	956
差入保証金の差入による支出	2,294	-
長期前払費用の増減額（ は増加）	697	1,080
定期預金の預入による支出	-	100,000
定期預金の払戻による収入	-	50,000
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>16,285</b>	<b>62,051</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	490	1,399
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	31,266	12,797
現金及び現金同等物の期首残高	84,312	115,579
現金及び現金同等物の期末残高	1 115,579	1 102,781



## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

## 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

## (1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

## (2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)は定額法を採用しております。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

## 3. 引当金の計上基準

## 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアにかかる売上高及び売上原価の計上基準

## (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェア制作

工事進行基準(契約の進捗率の見積りは原価比例法)

## (2) その他のソフトウェア制作

工事完成基準

## 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない  
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)は定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアにかかる売上高及び売上原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェア制作

工事進行基準(契約の進捗率の見積りは原価比例法)

(2) その他のソフトウェア制作

工事完成基準

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当事業年度及び翌事業年度の貸借対照表日後において株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## (表示方法の変更)

前事業年度(平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、平成25年12月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(損益計算書)

翌事業年度より、「販売費及び一般管理費」の主要な費用及び金額の注記に記載しておりました「地代家賃」「販売促進費」は、金額的重要性が乏しくなったため、記載を省略しております。

なお、当事業年度の「地代家賃」「販売促進費」はそれぞれ、10,069千円、9,486千円であります。

翌事業年度より、「販売費及び一般管理費」の主要な費用及び金額の注記に記載していなかった「研究開発費」は、金額的重要性が増したため、主要な費用及び金額の注記に記載しております。

この結果、当事業年度において表示していなかった「研究開発費」1,886千円は「販売費及び一般管理費」の主要な費用及び金額の注記に記載しております。

当事業年度(平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

前事業年度において、「販売費及び一般管理費」の主要な費用及び金額の注記に記載しておりました「地代家賃」「販売促進費」は、金額的重要性が乏しくなったため、記載を省略しております。

なお、前事業年度の「地代家賃」「販売促進費」はそれぞれ、10,069千円、9,486千円であります。

前事業年度において、「販売費及び一般管理費」の主要な費用及び金額の注記に記載していなかった「研究開発費」は、金額的重要性が増したため、主要な費用及び金額の注記に記載しております。

この結果、前事業年度において表示していなかった「研究開発費」1,886千円は「販売費及び一般管理費」の主要な費用及び金額の注記に記載しております。

## (追加情報)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

## (貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
売掛金	-	3,858千円
買掛金	17,287千円	17,016千円

## (損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度11.17%、当事業年度6.79%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88.83%、当事業年度93.21%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
役員報酬	28,800千円	42,100千円
給料手当	48,375千円	73,571千円
賞与引当金繰入額	4,262千円	14,024千円
法定福利費	10,251千円	15,133千円
採用研修費	8,976千円	13,584千円
研究開発費	1,886千円	16,319千円
減価償却費	961千円	1,114千円

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
研究開発費	1,886千円	16,319千円

- 3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
工具、器具及び備品	-	31千円
ソフトウェア仮勘定	-	513千円
計	-	545千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	18,300			18,300

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	18,300			18,300

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
現金及び預金	115,579千円	152,781千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	50,000千円
現金及び現金同等物	115,579千円	102,781千円

## (金融商品関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金からの充当による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日となっております。また、買掛金、未払金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	115,579	115,579	
(2) 売掛金	49,641	49,641	
資産計	165,220	165,220	
(1) 買掛金	30,258	30,258	
(2) 未払金	13,283	13,283	
負債計	43,541	43,541	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

負 債

## (1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

## (注2) 金銭債権及び満期ある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	115,579	-	-	-
売掛金	49,641	-	-	-
合計	165,220	-	-	-

## (注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金からの充当による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日となっております。また、買掛金、未払金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	152,781	152,781	
(2) 売掛金	97,342	97,342	
資産計	250,124	250,124	
(1) 買掛金	29,975	29,975	
(2) 未払金	18,408	18,408	
負債計	48,384	48,384	

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

#### 負 債

#### (1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

### (注2) 金銭債権及び満期ある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	152,743	-	-	-
売掛金	97,342	-	-	-
合計	250,085	-	-	-

### (注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

## 1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(平成24年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、平成26年10月15日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

## (1) スtock・オプションの内容

決議年月日	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の監査役 -名 当社の従業員 9名 外部協力者 2名	当社の取締役 -名 当社の監査役 -名 当社の従業員 8名 外部協力者 -名	当社の取締役 -名 当社の監査役 -名 当社の従業員 5名 外部協力者 -名
株式の種類及び付与数	普通株式 72,400株	普通株式 40,300株	普通株式 25,800株
付与日	平成18年4月24日	平成19年3月8日	平成20年2月6日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。 行使条件については新株予 約権者と締結する「新株予 約権割当契約書」に定めて おります。	権利確定条件は付されてお りません。 なお、権利行使時において 当社の取締役、監査役また は従業員のいずれかの地位 にあることを要します。そ の他の行使条件については 新株予約権者と締結する 「新株予約権割当契約書」 に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。 なお、権利行使時において 当社の取締役、監査役また は従業員のいずれかの地位 にあることを要します。そ の他の行使条件については 新株予約権者と締結する 「新株予約権割当契約書」 に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年4月25日 至 平成28年4月24日	自 平成21年3月9日 至 平成29年3月8日	自 平成22年9月20日 至 平成28年6月26日

決議年月日	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の監査役 1名 当社の従業員 -名 外部協力者 -名	当社の取締役 -名 当社の監査役 -名 当社の従業員 3名 外部協力者 -名	当社の取締役 2名 当社の監査役 1名 当社の従業員 -名 外部協力者 -名
株式の種類及び付与数	普通株式 44,600株	普通株式 2,000株	普通株式 31,500株
付与日	平成20年3月27日	平成21年4月24日	平成22年4月12日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。 なお、権利行使時において 当社の取締役、監査役また は従業員のいずれかの地位 にあることを要します。そ の他の行使条件については 新株予約権者と締結する 「新株予約権割当契約書」 に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。 なお、権利行使時において 当社の取締役、監査役また は従業員のいずれかの地位 にあることを要します。そ の他の行使条件については 新株予約権者と締結する 「新株予約権割当契約書」 に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。 なお、権利行使時において 当社の取締役、監査役また は従業員のいずれかの地位 にあることを要します。そ の他の行使条件については 新株予約権者と締結する 「新株予約権割当契約書」 に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成22年3月27日 至 平成30年3月26日	自 平成23年4月24日 至 平成31年4月23日	自 平成24年4月6日 至 平成32年4月5日



決議年月日	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 10名 外部協力者 1名	当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 1名 外部協力者 - 名	当社の取締役 2名 当社の監査役 1名 当社の従業員 - 名 外部協力者 - 名
株式の種類及び付与数	普通株式 10,900株	普通株式 1,500株	普通株式 169,700株
付与日	平成22年4月5日	平成22年4月12日	平成24年4月13日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。 なお、権利行使時において 当社の取締役、監査役また は従業員のいずれかの地位 にあることを要します。そ の他の行使条件については 新株予約権者と締結する 「新株予約権割当契約書」 に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。 なお、権利行使時において 当社の取締役、監査役また は従業員のいずれかの地位 にあることを要します。そ の他の行使条件については 新株予約権者と締結する 「新株予約権割当契約書」 に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。 なお、権利行使時において 当社の取締役、監査役また は従業員のいずれかの地位 にあることを要します。そ の他の行使条件については 新株予約権者と締結する 「新株予約権割当契約書」 に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成24年4月6日 至 平成32年4月5日	自 平成24年4月10日 至 平成32年4月9日	自 平成26年4月14日 至 平成34年4月13日

決議年月日	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 14名 外部協力者 - 名
株式の種類及び付与数	普通株式 24,300株
付与日	平成24年4月13日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。 なお、権利行使時において 当社の取締役、監査役また は従業員のいずれかの地位 にあることを要します。そ の他の行使条件については 新株予約権者と締結する 「新株予約権割当契約書」 に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年4月14日 至 平成34年4月13日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況  
ストック・オプションの数

決議年月日	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前事業年度末(株)	65,200	10,500	1,000
権利確定(株)	65,200	-	-
権利行使(株)	-	-	-
失効(株)	63,200	-	1,000
未行使残(株)	2,000	10,500	-

決議年月日	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前事業年度末(株)	446,000	2,000	31,500
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-
失効(株)	446,000	2,000	31,500
未行使残(株)	-	-	-

決議年月日	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	500	-	-
付与(株)	-	-	169,700
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	500	-	-
未確定残(株)	-	-	169,700
権利確定後			
前事業年度末(株)	-	1,500	-
権利確定(株)	500	-	-
権利行使(株)	-	-	-
失効(株)	-	1,500	-
未行使残(株)	500	-	-

決議年月日	第10回新株予約権
権利確定前	
前事業年度末(株)	-
付与(株)	24,300
失効(株)	-
権利確定(株)	-
未確定残(株)	24,300
権利確定後	
前事業年度末(株)	-
権利確定(株)	-
権利行使(株)	-
失効(株)	-
未行使残(株)	-

## 単価情報

決議年月日	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	500	200	500
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

決議年月日	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	500	500	500
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

決議年月日	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格(円)	500	500	200
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

決議年月日	第10回新株予約権
権利行使価格(円)	200
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

## 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であることから、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価額を控除する方式で算定しており、当社株式の評価方法は、当社事業計画に基づいたディスカウント・キャッシュフロー方式により算出した価値により決定しております。

## 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

## 5. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度における本源的価値の合計額及び権利行使されたStock・オプションの権利行使時における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度における本源的価値の合計額 - 千円
- (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 - 千円

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(平成25年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、平成26年10月15日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の監査役 -名 当社の従業員 9名 外部協力者 2名	当社の取締役 -名 当社の監査役 -名 当社の従業員 8名 外部協力者 -名	当社の取締役 -名 当社の監査役 -名 当社の従業員 10名 外部協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 72,400株	普通株式 40,300株	普通株式 10,900株
付与日	平成18年4月24日	平成19年3月8日	平成22年4月5日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。 なお、権利行使時にお いて当社の取締役、監査 役または従業員のいづ れかの地位にあること を要します。その他の 行使条件については 「新株予約権割当契 約書」に定めており ます。	権利確定条件は付されて おりません。 なお、権利行使時にお いて当社の取締役、監査 役または従業員のいづ れかの地位にあること を要します。その他の 行使条件については 「新株予約権割当契 約書」に定めており ます。	権利確定条件は付されて おりません。 なお、権利行使時にお いて当社の取締役、監査 役または従業員のいづ れかの地位にあること を要します。その他の 行使条件については 「新株予約権割当契 約書」に定めており ます。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年4月25日 至 平成28年4月24日	自 平成21年3月9日 至 平成29年3月8日	自 平成24年4月6日 至 平成32年4月5日

決議年月日	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の監査役 1名 当社の従業員 -名 外部協力者 -名	当社の取締役 -名 当社の監査役 -名 当社の従業員 14名 外部協力者 -名	当社の取締役 -名 当社の監査役 1名 当社の従業員 10名 外部協力者 -名
株式の種類及び付与数	普通株式 169,700株	普通株式 24,300株	普通株式 14,700株
付与日	平成24年4月13日	平成24年4月13日	平成25年3月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。 なお、権利行使時にお いて当社の取締役、監査 役または従業員のいづ れかの地位にあること を要します。その他の 行使条件については 「新株予約権割当契 約書」に定めており ます。	権利確定条件は付されて おりません。 なお、権利行使時にお いて当社の取締役、監査 役または従業員のいづ れかの地位にあること を要します。その他の 行使条件については 「新株予約権割当契 約書」に定めており ます。	権利確定条件は付されて おりません。 なお、権利行使時にお いて当社の取締役、監査 役または従業員のいづ れかの地位にあること を要します。その他の 行使条件については 「新株予約権割当契 約書」に定めており ます。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年4月14日 至 平成34年4月13日	自 平成26年4月14日 至 平成34年4月13日	(税制適格ストック・オ プション) 自 平成27年3月22日 至 平成35年3月21日 (税制非適格ストック・オ プション) 自 平成25年3月22日 至 平成35年3月21日

決議年月日	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の監査役 -名 当社の従業員 11名 外部協力者 -名
株式の種類及び付与数	普通株式 56,700株
付与日	平成25年12月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。 なお、権利行使時において 当社の取締役、監査役また は従業員のいずれかの地位 にあることを要します。そ の他の行使条件については 「新株予約権割当契約書」 に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年12月18日 至 平成35年12月17日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況  
ストック・オプションの数

決議年月日	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前事業年度末(株)	2,000	10,500	500
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	2,000	10,500	500

決議年月日	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	169,700	24,300	-
付与(株)	-	-	14,700
失効(株)	-	2,700	1,200
権利確定(株)	-	-	4,500
未確定残(株)	169,700	21,600	9,000
権利確定後			
前事業年度末(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	4,500
権利行使(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	-	-	4,500

決議年月日	第12回新株予約権
権利確定前	
前事業年度末(株)	-
付与(株)	56,700
失効(株)	-
権利確定(株)	-
未確定残(株)	56,700
権利確定後	
前事業年度末(株)	-
権利確定(株)	-
権利行使(株)	-
失効(株)	-
未行使残(株)	-

## 単価情報

決議年月日	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格(円)	500	200	500
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

決議年月日	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格(円)	200	200	200
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

決議年月日	第12回新株予約権
権利行使価格(円)	200
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であることから、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価額を控除する方式で算定しており、当社株式の評価方法は、当社事業計画に基づいたディスカウント・キャッシュフロー方式により算出した価値により決定しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

## 5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使時における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度における本源的価値の合計額 - 千円  
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 - 千円

## (税効果会計関係)

前事業年度(平成24年12月31日)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

繰越欠損金	166,481 千円
賞与引当金	3,244 千円
未払金	1,396 千円
減価償却超過額	2,584 千円
一括償却資産	710 千円
その他	906 千円
繰延税金資産小計	175,324千円
評価性引当額	175,324千円
繰延税金資産合計	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった  
主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.69%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.13%
住民税均等割等	0.68%
評価性引当額の増減額	220.05%
繰越欠損金の当期控除額	175.23%
その他	1.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.68%

当事業年度(平成25年12月31日)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

繰越欠損金	140,539千円
賞与引当金	9,900千円
未払費用	1,301千円
減価償却超過額	1,630千円
一括償却資産	766千円
その他	1,220千円
繰延税金資産小計	155,358千円
評価性引当額	107,784千円
繰延税金資産合計	47,574千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった  
主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.01%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.71%
住民税均等割等	0.21%
評価性引当額の増減額	128.56%
繰越欠損金の当期控除額	9.02%
その他	0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	79.53%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当社の事業セグメントは、マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当社の事業セグメントは、マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 【関連情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

##### 1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 2 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

##### 3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する販売実績の割合が10%を超えるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

##### 1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 2 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

##### 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社NTTドコモ	76,460

(注)「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ」は、平成25年10月1日付で「株式会社NTTドコモ」へ商号変更しております。



## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	東京都渋谷区	4,031,837	インターネット広告事業	(被所有)直接17.76%	営業取引役員の兼任	インターネット広告配信委託	61,029	買掛金	17,287

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

取引条件は、市場価額等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	東京都渋谷区	4,031,837	インターネット広告事業	(被所有)直接17.76%	営業取引役員の兼任	インターネット広告配信委託	87,812	買掛金	17,016
							当社サービスの提供	5,365	売掛金	3,858

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

取引条件は、市場価額等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり純資産額	69.45円	121.02円
1株当たり当期純利益金額	9.29円	51.56円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成26年10月15日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益	17,004千円	94,365千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	17,004千円	94,365千円
普通株式の期中平均株式数	1,830,000株	1,830,000株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権の目的となる種類：普通株式 新株予約権の目的となる株式の総数：207,000株 これらの概要については、第4「提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権の目的となる種類：普通株式 新株予約権の目的となる株式の総数：274,500株 これらの概要については、第4「提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
純資産の部の合計額	127,101千円	221,467千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-	-
普通株式に係る期末の純資産額	127,101千円	221,467千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	1,830,000株	1,830,000株

## (会計方針の変更)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

## (1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当事業年度及び翌事業年度の貸借対照表日後において株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下の通りです。

1株当たり純資産額	6,945.45円
1株当たり当期純利益金額	929.18円

## (重要な後発事象)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当社は平成26年9月12日開催の取締役会決議に基づき、平成26年10月15日付で、以下の通り株式分割を行っております。また、平成26年10月15日開催の臨時株主総会決議により、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

## (1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を100株とするため、当社株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度の採用を行います。

## (2) 株式分割の概要

## 分割の方法

平成26年10月14日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式について、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

株式分割前の発行済株式総数

普通株式 18,300株

株式分割による増加株式数

普通株式 1,811,700株

株式分割後の発行済株式総数

普通株式 1,830,000株

## (3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

## (4) 株式分割及び単元株制度の効力発生日

平成26年10月15日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

## 【注記事項】

## (追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

なお、当該変更が当第3四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

## (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
減価償却費	5,275千円

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	92円63銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	169,514
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	169,514
普通株式の期中平均株式数(株)	1,830,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は平成26年9月12日開催の取締役会決議により、平成26年10月15日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。

当事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は平成26年9月12日開催の取締役会決議に基づき、平成26年10月15日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、平成26年10月15日開催の臨時株主総会決議により、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を100株とするため、当社株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成26年10月14日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式について、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

株式分割前の発行済株式総数

普通株式 18,300株

株式分割による増加株式数

普通株式 1,811,700株

株式分割後の発行済株式総数

普通株式 1,830,000株

(3) 単元株式制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(4) 株式分割及び単元株制度の効力発生日

平成26年10月15日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

## 【附属明細表】(平成25年12月31日現在)

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

該当事項はありません。

## 【債券】

該当事項はありません。

## 【その他】

該当事項はありません。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	4,436			4,436	1,983	297	2,453
工具、器具及び備品	12,901	305	8,411	4,794	3,557	388	1,236
有形固定資産計	17,338	305	8,411	9,231	5,540	686	3,690
無形固定資産							
商標権	675	329		1,004	573	72	430
ソフトウェア	15,691	6,361		22,052	9,488	5,100	12,564
ソフトウェア仮勘定	537	11,074	6,372	5,239			5,239
無形固定資産計	16,904	17,765	6,372	28,297	10,061	5,173	18,235
長期前払費用	1,343	1,294	174	2,463	1,572	891	891

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	smarticA!キャンペーンマネジメント	3,801千円
ソフトウェア仮勘定	自社利用ソフトウェアの制作	11,063千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	バックアップサーバ他	8,411千円
-----------	------------	---------

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	8,536	26,048	8,536	-	26,048

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】(平成25年12月31日現在)

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	38
預金	
普通預金	102,743
定期預金	50,000
計	152,743
合計	152,781

## 受取手形

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社博報堂	1,785
合計	1,785

## 期日別内訳

期日	金額(千円)
平成26年4月	1,785
合計	1,785

## 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ミスミ	24,580
ヒューマンアカデミー株式会社	7,829
株式会社mediba	5,985
ZUTTO株式会社	5,070
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	3,858
その他	50,018
合計	97,342

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期待回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
49,641	661,087	613,386	97,342	86.30	40.58

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## 仕掛品

品名	金額(千円)
受注開発案件	645
合計	645



## 貯蔵品

品名	金額(千円)
消耗品	307
合計	307

## 繰延税金資産

繰延税金資産の内容については、第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)に記載しております。

## 買掛金

相手先	金額(千円)
デジタル・アドタイジング・コンソーシアム株式会社	17,016
株式会社HeartFull	9,612
アイピーオンウェブジャパン株式会社	2,278
株式会社マイクロアド	736
株式会社オムニバス	206
ソネット・メディア・ネットワークス株式会社	126
合計	29,975

## 未払金

相手先	金額(千円)
三菱UFJニコス(DCカード)	2,593
株式会社OpenGift	2,121
新日本有限責任監査法人	1,852
株式会社インターネットイニシアティブ	1,404
株式会社NTTデータ数理システム	1,260
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	1,244
その他	7,932
合計	18,408

## 未払費用

区分	金額(千円)
給与手当	12,934
社会保険料	7,738
合計	20,673

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料(注)1
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故等やむを得ない事由により電子公告による方法を行うことが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL <a href="http://www.albert2005.co.jp/">http://www.albert2005.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株主の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2. 当社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

### 第三部 【特別情報】

#### 第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有していませんので、該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

## 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成24年6月10日	㈱ニッセンホールディングス代表取締役社長 佐村 信哉	京都市南区西九条院町26	特別利害関係者等(大株主上位10名)	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	459	9,180,000(20,000)	移動前所有者の売却意向による
平成24年6月10日	㈱ニッセンホールディングス代表取締役社長 佐村 信哉	京都市南区西九条院町26	特別利害関係者等(大株主上位10名)	鈴木敏明	静岡県静岡市駿河区	当社代表取締役会長の親族	400	8,000,000(20,000)	移動前所有者の売却意向による
平成24年6月10日	芳賀麻誉美	埼玉県坂戸市	当社の取引先	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	30	600,000(20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	10	200,000(20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	新裕美子	東京都豊島区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の配偶者)	25	500,000(20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	佐藤めぐみ	東京都杉並区	当社従業員	71	1,420,000(20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	姜 <sup>5F</sup> <sub>96</sub> 勲	東京都渋谷区	当社従業員	50	1,000,000(20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	駿河洋子	東京都西東京市	特別利害関係者等(当社代表取締役会長の二親等内の血族)	50	1,000,000(20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	伊藤節子	東京都杉並区	当社代表取締役会長の親族	25	500,000(20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	小川友美	東京都杉並区	当社代表取締役会長の親族	50	1,000,000(20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	関かおり	東京都目黒区	当社の取引先	5	100,000(20,000)	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	吉野宏	茨城県牛久市	当社代表取締役会長の親族	50	1,000,000 (20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	松原元成	千葉県野田市	当社代表取締役会長の親族	20	400,000 (20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	塚本守章	東京都江東区	当社従業員	30	600,000 (20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	石田真彩	千葉県八千代市	当社従業員	3	60,000 (20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	浜田和美	神奈川県川崎市多摩区	当社従業員	1	20,000 (20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	池内孝啓	東京都杉並区	当社従業員	10	200,000 (20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	今野裕介	東京都江東区	当社従業員	5	100,000 (20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	青木俊典	神奈川県川崎市川崎区	当社従業員	15	300,000 (20,000)	所有者の事情による
平成24年6月10日	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	伊藤徹郎	東京都新宿区	当社従業員	10	200,000 (20,000)	所有者の事情による
平成24年11月30日	OYベンチャービジネス育成2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 安田企業投資(株)代表取締役社長 本山浩一	東京都千代田区麹町3-3-8		デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)代表取締役社長 矢嶋 弘毅	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー 33F	特別利害関係者等(大株主上位10名)	750	15,000,000 (20,000)	移動前所有者の売却意向による
平成25年3月11日	投資事業有限責任組合 ハンズオン1・2号無限責任組合員 MUハンズオンキャピタル(株)代表取締役社長 海川和裕	東京都中央区日本橋本町4-8-16 石河ビル7F		パーチャレクス・コンサルティング(株)代表取締役 柳橋 仁機	東京都港区虎ノ門4-3-13	特別利害関係者等(大株主上位10名)	700	14,000,000 (20,000)	移動前所有者の売却意向による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年3月11日	投資事業有限責任組合 ハンズオン1・2号 無限責任組合員 MUハンズオン キャピタル ㈱取締役社長 海川和裕	東京都中央区日本橋本町4-8-16 石河ビル7F		山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	50	1,000,000 (20,000)	移動前所有者の売却意向による
平成25年6月10日	姜勲	東京都渋谷区	当社従業員	山川義介	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役会長)	33	660,000 (20,000)	所有者の事情による
平成25年6月10日	姜勲	東京都渋谷区	当社従業員	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	75	1,500,000 (20,000)	所有者の事情による
平成25年11月18日	伊藤節子	東京都杉並区	当社代表取締役会長の親族	山川起以	東京都西東京市	特別利害関係者等(当社代表取締役会長の実母)	25		親族間の贈与
平成26年3月31日	パーチャレクス・コンサルティング㈱代表取締役 丸山栄樹	東京都港区虎ノ門4-3-13	特別利害関係者等(大株主上位10名)	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	700	17,500,000 (25,000)	移動前所有者の売却意向による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	上村裕美子	東京都豊島区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の配偶者)	236	5,900,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	山川起以	東京都西東京市	特別利害関係者等(当社代表取締役会長の実母)	172	4,300,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	菅由紀子	東京都渋谷区	当社従業員	80	2,000,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	山川奈緒子	神奈川県横浜市戸塚区	特別利害関係者等(当社代表取締役会長の配偶者)	40	1,000,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	佐藤めぐみ	東京都杉並区	当社従業員	40	1,000,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	谷本篤彦	東京都豊島区	特別利害関係者(当社監査役)	20	500,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	平原昭次	東京都江東区	当社従業員	20	500,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	小野広司	東京都渋谷区	当社従業員	15	375,000 (25,000)	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	田中秀典	東京都新宿区	当社従業員	10	250,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	池内孝啓	東京都杉並区	当社従業員	10	250,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	原園友輔	東京都渋谷区	当社従業員	9	225,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	大森慶子	東京都中野区	当社従業員	8	200,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	日比生恵	東京都練馬区	当社従業員	8	200,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	浦川智洋	東京都江戸川区	当社従業員	8	200,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	安達章浩	埼玉県川口市	当社従業員	8	200,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	下白石和美	東京都町田市	当社従業員	4	100,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	関口優	東京都武蔵野市	当社従業員	4	100,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	平塚武	東京都新宿区	当社従業員	4	100,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	石田真彩	千葉県八千代市	当社従業員	3	75,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年3月31日	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	浜田和美	神奈川県川崎市多摩区	当社従業員	1	25,000 (25,000)	所有者の事情による
平成26年7月25日	平塚武	東京都新宿区	当社従業員	上村崇	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	4	100,000 (25,000)	所有者の事情による



- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成24年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしてあります。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしてあります。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。  
DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 平成26年10月15日付をもって、株式1株を100株に分割しておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

## 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成24年4月13日	平成24年4月13日	平成25年3月21日	平成25年12月20日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,697株	普通株式 243株 (注)5	普通株式 147株 (注)6	普通株式 567株 (注)7
発行価格	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
資本組入額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
発行価額の総額	33,940,000円	4,860,000円	2,940,000円	11,340,000円
資本組入額の総額	16,970,000円	2,430,000円	1,470,000円	5,670,000円
発行方法	平成24年3月22日開催の定時株主総会において、会社法236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成24年3月22日開催の定時株主総会において、会社法236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成25年3月21日開催の定時株主総会において、会社法236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成25年12月17日開催の定時株主総会において、会社法236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る紹介時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成25年12月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  3. 行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
  4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
行使期間	自平成26年4月14日 至平成34年4月13日	自平成26年4月14日 至平成34年4月13日	自平成25年3月22日 至平成35年3月21日	自平成27年12月18日 至平成35年12月17日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

5. 第10回新株予約権は、退職等により従業員3名39株分(分割前)の権利が喪失しております。
6. 第11回新株予約権は、退職等により従業員3名39株分(分割前)の権利が喪失しております。
7. 第12回新株予約権は、退職等により従業員1名12株分(分割前)の権利が喪失しております。
8. 平成26年9月12日開催の取締役会決議により、平成26年10月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、株式分割前の発行数、発行価額、資本組入額及び、行使時の払込金額を記載しております。

## 2 【取得者の概況】

## 第9回新株予約権（ストック・オプション）平成24年3月22日定時株主総会決議

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
山川義介	東京都世田谷区	会社役員	650	13,000,000 (20,000)	特別利害関係者 等（当社の代表 取締役会長、大 株主上位10名）
上村崇	東京都豊島区	会社役員	1,002	20,040,000 (20,000)	特別利害関係者 等（当社の代表 取締役社長、大 株主上位10名）
保月英機	神奈川県茅ヶ崎市	会社役員	45	900,000 (20,000)	特別利害関係者 等（当社の監査 役）

（注）平成26年9月12日開催の取締役会決議に基づき、平成26年10月15日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、株式分割前の割当株数及び単価を記載しております。

## 第10回新株予約権（ストック・オプション）平成24年3月22日定時株主総会決議

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
佐藤めぐみ	東京都杉並区	会社員	45	900,000 (20,000)	当社の従業員
平原昭次	東京都江東区	会社員	45	900,000 (20,000)	当社の従業員
菅由紀子	東京都渋谷区	会社員	15	300,000 (20,000)	当社の従業員
小岸剛	東京都世田谷区	会社員	15	300,000 (20,000)	当社の従業員
見並まり江	東京都渋谷区	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
浜田和美	神奈川県川崎市多摩区	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
池内孝啓	東京都杉並区	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
大森慶子	東京都中野区	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
今野裕介	東京都江東区	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
田中秀典	東京都新宿区	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
石田真彩	千葉県八千代市	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員

（注）1．退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2．平成26年9月12日開催の取締役会決議に基づき、平成26年10月15日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、株式分割前の割当株数及び単価を記載しております。

## 第11回新株予約権(ストック・オプション)平成25年3月21日定時株主総会決議

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
谷本篤彦	東京都豊島区	会社役員	45	900,000 (20,000)	特別利害関係者 等(当社の監査 役)
池内孝啓	東京都杉並区	会社員	3	60,000 (20,000)	当社の従業員
関口優	東京都武蔵野市	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
郡司俊正	東京都中野区	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
小野広司	東京都渋谷区	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
日比生恵	東京都練馬区	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
浦川智洋	東京都江戸川区	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成26年9月12日開催の取締役会決議に基づき、平成26年10月15日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、株式分割前の割当株数及び単価を記載しております。

## 第12回新株予約権(ストック・オプション)平成25年12月17日定時株主総会決議

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
上村崇	東京都豊島区	会社役員	375	7,500,000 (20,000)	特別利害関係者 等(当社の代表 取締役社長)
安達章浩	埼玉県川口市	会社員	45	900,000 (20,000)	当社の従業員
木野英明	神奈川県横浜市港南区	会社員	45	900,000 (20,000)	当社の従業員
見並まり江	東京都渋谷区	会社員	3	60,000 (20,000)	当社の従業員
千葉裕樹	千葉県松戸市	会社員	15	300,000 (20,000)	当社の従業員
原園友輔	東京都渋谷区	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
南祐典	東京都江戸川区	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
下白石和美	東京都町田市	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
武田祐子	東京都日野市	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
大堀あゆみ	東京都西東京市	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員
金井成仁	神奈川県川崎市多摩区	会社員	12	240,000 (20,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成26年9月12日開催の取締役会決議に基づき、平成26年10月15日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、株式分割前の割当株数及び単価を記載しております。

## 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
山川義介 1、2	東京都世田谷区	394,400 (65,000)	18.79 (3.10)
デジタル・アドバイジング・コン ソーシアム株式会社 1	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデン プレイスタワー33F	325,000	15.48
上村崇 1、3	東京都豊島区	260,500 (137,700)	12.41 (6.56)
山川奈緒子 1、5	神奈川県横浜市戸塚区	116,000	5.53
IVP Incubator L.P. its General Partner Infinity Venture Partners, Inc. 1	Romasco Place, Wickhams Cay 1 P.O. Box3140 Road Town, Tortola, British Virgin Islands	88,800	4.23
投資事業組合オリックス11号 業務執行組合員 オリックス・キャ ピタル株式会社 1	東京都港区浜松町2-4-1	75,000	3.57
ジャフコV2共有投資事業有限責任組 合 無限責任組合員 株式会社ジャ フコ 1	東京都千代田区大手町1-5-1(株式会社ジャ フコ内)	65,600	3.12
三生5号投資事業有限責任組合 無 限責任組合員 三生キャピタル株式 会社 1	東京都中央区日本橋本町1-9-2	60,000	2.86
ニュー・フロンティア・パートナ ーズ株式会社 1	東京都港区芝2-31-13	50,000	2.38
ITYバリューアップ投資事業有限責 任組合 無限責任組合員 東洋キャ ピタル 1	東京都中央区八丁堀4-7-1	50,000	2.38
平岡千春 1	東京都世田谷区	50,000	2.38
NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任 組合 無限責任組合員 SMBCベン チャーキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-13-12	45,000	2.14
佐藤めぐみ 9	東京都杉並区	44,500 (10,500)	2.12 (0.50)
鈴木俊明	静岡県静岡市駿河区	40,000	1.91
Social Entrepreneur投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 PE & HR株式会社	東京都千代田区麹町1-12-12 ホーマット半 蔵門4F	37,500	1.79
信金キャピタル二号投資事業有限責 任組合 無限責任組合員 信金キャ ピタル株式会社	東京都中央区日本橋2-3-6	37,500	1.79
NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任 組合 大和企業投資株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	30,000	1.43
上村裕美子 6	東京都豊島区	26,100	1.24
株式会社シーイー・モバイル	東京都渋谷区南平台町16-28 グラスシティ 渋谷4F	25,000	1.19
山川起以 8	東京都西東京市	19,700	0.94
菅由紀子 9	東京都渋谷区	17,400 (6,000)	0.83 (0.29)
佐々木大輔	東京都台東区	15,000	0.71
駿河洋子 8	東京都西東京市	15,000	0.71
保月英機 4	神奈川県茅ヶ崎市	14,500 (4,500)	0.69 (0.21)
井上隆	神奈川県横浜市神奈川区	12,500	0.60
山田祥子	神奈川県藤沢市	10,000	0.48

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
山田知生		神奈川県藤沢市	10,000	0.48
江南清司	4	千葉県佐倉市	10,000	0.48
小川友美		東京都杉並区	10,000	0.48
吉野宏		茨城県牛久市	10,000	0.48
谷本篤彦	4	東京都豊島区	9,000 (4,500)	0.43 (0.21)
田村啓暁		東京都港区	8,500	0.40
平原昭次	9	東京都江東区	7,800 (4,500)	0.37 (0.21)
ジャフコV2-W 投資事業有限責任組 合 無限責任組員 株式会社ジャ フコ		東京都千代田区大手町1-5-1(株式会社ジャ フコ内)	6,600	0.31
関かおり		東京都目黒区	5,500	0.26
木野英明	9	神奈川県横浜市港南区	5,500 (4,500)	0.26 (0.21)
安達章浩	9	埼玉県川口市	5,300 (4,500)	0.25 (0.21)
塚本守章		東京都江東区	5,000	0.24
岡塚紘治		千葉県市川市	5,000	0.24
深江方和		東京都大田区	5,000	0.24
小岸剛	9	東京都世田谷区	4,000 (1,500)	0.19 (0.07)
松原元成		千葉県野田市	3,500	0.17
井上洋		東京都町田市	3,500	0.17
見並まり江	9	千葉県船橋市	3,500 (1,500)	0.17 (0.07)
池内孝啓	9	東京都杉並区	3,500 (1,500)	0.17 (0.07)
小野広司	9	東京都渋谷区	3,200 (1,200)	0.15 (0.06)
山本利浩		東京都新宿区	3,000	0.14
大森慶子	9	東京都中野区	3,000 (1,200)	0.14 (0.06)
ジャフコV2-R 投資事業有限責任組 合 無限責任組員 株式会社ジャ フコ		東京都千代田区大手町1-5-1(株式会社ジャ フコ内)	2,800	0.13
田部信		東京都町田市	2,500	0.12
谷本頼子	7	東京都豊島区	2,500	0.12
岡部宗広		埼玉県さいたま市	2,500	0.12
橋本雅治		東京都世田谷区	2,500	0.12
田中秀典		東京都新宿区	2,200 (1,200)	0.10 (0.06)
原園友輔		東京都渋谷区	2,100 (1,200)	0.10 (0.06)
日比生恵		東京都葛飾区	2,000 (1,200)	0.10 (0.06)
浦川智洋		東京都江戸川区	2,000 (1,200)	0.10 (0.06)
石田真彩		千葉県八千代市	1,800 (1,200)	0.09 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
今野裕介	東京都江東区	1,700 (1,200)	0.08 (0.06)
関口優	東京都武蔵野市	1,600 (1,200)	0.07 (0.06)
下白石和美	東京都町田市	1,600 (1,200)	0.07 (0.06)
青木俊典	神奈川県川崎市	1,500	0.07
浜田和美	神奈川県川崎市	1,500 (1,200)	0.07 (0.06)
芳賀麻誉美	埼玉県坂戸市	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
千葉裕樹	千葉県松戸市	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
郡司俊正	東京都中野区	1,200 (1,200)	0.06 (0.06)
南佑典	東京都江戸川区	1,200 (1,200)	0.06 (0.06)
武田祐子	東京都日野市	1,200 (1,200)	0.06 (0.06)
大堀あゆみ	東京都西東京市	1,200 (1,200)	0.06 (0.06)
金井成仁	神奈川県川崎市	1,200 (1,200)	0.06 (0.06)
所有株式数1,000株の株主4名		4,000 (1,000)	0.19 (0.05)
所有株式数200株の株主1名		200	0.01
計		2,099,400 (269,400)	100.00 (12.83)

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 「氏名又は名称」欄の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)、2. 特別利害関係者等(当社代表取締役会長)、3. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)、4. 特別利害関係者等(当社監査役)、5. 特別利害関係者等(当社代表取締役会長の配偶者)、6. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の配偶者)、7. 特別利害関係者等(当社監査役の配偶者)、8. 特別利害関係者等(当社代表取締役会長の二親等内の血族)、9. 当社従業員

3. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

4. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成27年1月7日

株式会社ALBERT  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	敏	宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	押	谷	崇	雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ALBERTの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ALBERTの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年1月7日

株式会社ALBERT  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	敏	宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	押	谷	崇	雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ALBERTの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ALBERTの平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年1月7日

株式会社ALBERT

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 田 敏 宏指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 押 谷 崇 雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ALBERTの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ALBERTの平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。